

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

条 例

- 秋田市土崎みなと歴史伝承館条例（第38号）……………2
○秋田市雄和農林漁業者トレーニングセンター条例を廃止する条
例（第39号）……………3

規 則

- 秋田市雄和農林漁業者トレーニングセンター条例施行規則を廃
止する規則（第33号）……………3

訓 令

- 秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第5号）……………3

告 示

- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について
（第259号）……………3
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について
（第260号）……………3
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について
（第261号）……………4
○指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者およ
び指定介護予防サービス事業者の指定について（第262号）
……………4
○指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の
廃止について（第263号）……………4
○子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設の確認につ
いて（第264号）……………4
○平成29年9月秋田市議会定例会において議決を経た予算および
その要領について（第265号）……………4
○介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の
指定、変更、休止および廃止について（第266号）……………5
○医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の
指定および廃止について（第267号）……………5
○医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者
の指定について（第268号）……………5
○平成29年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達につ
いて（第269号）……………5
○区域内に新たに生じた土地の確認について（第270号）……………6
○字の区域の変更について（第271号）……………6
○自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置
されていた自転車等の撤去および保管について（第272号）…6
○平成29年9月秋田市議会定例会において議決を経た予算および
その要領について（第273号）……………6

- 市道路線の廃止について（第274号）……………10
○市道路線の認定について（第275号）……………10
○道路の区域決定および供用開始について（第276号）……………10
○平成28年度および平成29年度国民健康保険税納税通知書の公示
送達について（第277号）……………10
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第278号）…10
○平成29年9月秋田市議会定例会において認定を経た決算および
その要領について（第279号）……………11
○平成29年9月秋田市議会定例会において認定を経た決算および
その要領について（第280号）……………25
○国民健康保険税督促状の公示送達について（第281号）……………43
○出納員および現金取扱員の委任等について（第282号）……………44
○指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の
廃止について（第283号）……………44
○平成29年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について
（第284号）……………44
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について
（第285号）……………44
○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について
（第286号）……………44
○粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第287号）…44

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第14号）……………45

選 管 告 示

- 平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙にお
けるポスター掲示場の設置場所について（第51号）……………45
○平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における
ポスター掲示場の設置場所の変更について（第52号）……………45
○選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数につ
いて（第53号）……………45
○平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における
候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時
について（第54号）……………45
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における在外投票の
期日前投票所の指定について（第55号）……………45
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁
判官国民審査における期日前投票所について（第56号）……………45
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁
判官国民審査における期日前投票所を開く時刻および閉じる時
刻について（第57号）……………46
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁
判官国民審査における期日前投票管理者およびその職務代理者
の選任について（第58号）……………46

○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所について（第59号）	49
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所を閉じる時刻について（第60号）	51
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者およびその職務代理者について（第61号）	51
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所および日時について（第62号）	56
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者およびその職務代理者について（第63号）	56
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時について（第64号）	56
○平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査の裁判官の氏名等の掲示場所について（第65号）	56
○平成29年9月1日現在で調製した秋田海区漁業調整委員会選挙人名簿について（第66号）	56
○平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の職務を代理すべき者の変更選任について（第67号）	56

農 委 告 示

○秋田市農業委員会総会の招集について（第11号）	56
--------------------------	----

公 告

○一般競争入札の実施について	57
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届出について	57
○建築基準法による道路の指定について	58
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について	58
○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について	59
○公募型プロポーザルの実施について	59
○許可した開発行為に関する工事の完了について	60
○農用地利用集積計画の策定について	60

上下水道局公告

○受益者負担金の賦課対象区域について	61
--------------------	----

条 例

秋田市土崎みなと歴史伝承館条例をここに公布する。

平成29年10月6日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第38号

秋田市土崎みなと歴史伝承館条例
(設置)

第1条 土崎地区における地域の歴史と文化を伝承し、地域資源

を生かした住民主体の人づくり、まちづくりおよびにぎわいづくりを推進するため、曳山行事の伝承、空襲による被爆体験の継承等を行う秋田市土崎みなと歴史伝承館（以下「伝承館」という。）を秋田市土崎港西三丁目10番27号に設置する。

(事業)

第2条 伝承館は、次の事業を行うものとする。

- (1) 土崎地区の歴史および文化を通じた人づくり、まちづくりおよびにぎわいづくりに関すること。
- (2) 曳山行事の伝承、空襲による被爆体験の継承等に係る市民活動の育成および支援に関すること。
- (3) 土崎地区の歴史および文化に係る資料の収集、保存および展示ならびに学習の場の提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(施設)

第3条 伝承館の施設は、次のとおりとする。

- (1) 常設展示室
- (2) 港祭展示スペース
- (3) 曳山展示ホール
- (4) 空襲展示ホール
- (5) 伝承室
- (6) 資料調査室
- (7) ギャラリー
- (8) 企画展示室
- (9) 学習室
- (10) ピロティ

(使用の許可)

第4条 伝承館の施設を使用しようとする者（前条第1号から第4号までの施設に展示されている資料の観覧のみを行おうとする者を除く。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、伝承館の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、伝承館の使用を制限し、もしくは停止し、又は使用の許可を取り消し、もしくは使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) 使用の許可条件に違反したとき。
- (4) 営利行為を行い、又は営利を目的とするとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用させることを不適当と認めるとき。

(目的外使用等の禁止)

第6条 第4条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に伝承館の施設を使用し、又はその権利を譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第7条 使用者は、伝承館の使用を終えたとき、又は第5条の規定により使用を停止されたとき、もしくは使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該施設又はその附属設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第8条 伝承館の資料、施設又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第9条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、伝承館の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う管理の基準）

第10条 指定管理者は、この条例および他の条例に定めるもののほか、開館時間および休館日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って、伝承館の管理を行わなければならない。（指定管理者が行う業務）

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）伝承館の使用の許可に関すること。
- （2）伝承館の使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関すること。
- （3）伝承館の資料、施設、附属設備等の維持管理に関すること。
- （4）第2条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が伝承館の管理運営上必要と認める業務（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

秋田市雄和農林漁業者トレーニングセンター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成29年10月6日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第39号

秋田市雄和農林漁業者トレーニングセンター条例を廃止する条例

秋田市雄和農林漁業者トレーニングセンター条例（平成16年秋田市条例第104号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

規 則

秋田市雄和農林漁業者トレーニングセンター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成29年10月6日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第33号

秋田市雄和農林漁業者トレーニングセンター条例施行規則を廃止する規則

秋田市雄和農林漁業者トレーニングセンター条例施行規則（平成16年秋田市規則第80号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第5号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成29年10月20日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第16号中「除く。）」の次に「、館長（新屋ガラス工場の館長に限る。）」を、「事務長」の次に「（新屋ガラス工場の事務長を除く。）」を加え、同条中第29号を第30号とし、第18号から第28号までを1号ずつ繰り下げ、第17号の次に次の1号を加える。

（18）事務長 組織規則第47条第1項に規定する事務長（新屋ガラス工場の事務長に限る。）をいう。

第3条第1項の表課長の項中「担当課長」の次に「、事務長」を加える。

第11条新屋ガラス工務事務長専決事項の項中「新屋ガラス工務事務長専決事項」を「新屋ガラス工務館長専決事項」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年11月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第259号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成29年10月2日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	更新年月日
163	プライム薬局	秋田市中通二丁目6番44号	有限会社みつば薬局 代表取締役 佐々木 晋 也	平成29年 10月1日

秋田市告示第260号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

平成29年10月2日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	更新年月日
161	外旭川いわま薬局	秋田市外旭川字待合13番地6	株式会社いわま薬局 代表取締役 岩 間 雄 一	平成29年 10月1日

秋田市告示第261号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成29年10月2日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定年月日
209	さくらいわま薬局	秋田市横森三丁目11番60号	株式会社いわま薬局 代表取締役 岩 間 雄 一	平成29年 10月1日

秋田市告示第262号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第78条の2第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第78条の11および第115条の10の規定により告示する。

平成29年10月3日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社オータムライフワールド	訪問介護事業所シャントス	秋田市新屋日吉町45番3-1号	平成29年 10月1日	訪問介護、 介護予防訪問介護
株式会社大地	デイサービス真心	潟上市天王字追分西2番地115	平成29年 10月1日	地域密着型 通所介護

秋田市告示第263号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成29年10月3日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		千円 9,062,780	千円 94,009	千円 9,156,789
	3 委託金	523,701	94,009	617,710
歳 入 合 計		129,144,865	94,009	129,238,874

企業組合 まつぎき デイサー ビス	指定訪問 介護事業 所ほっと 松崎	秋田市下北 手松崎字家 ノ前4番地 4	平成29年 9月20日	訪問介護、 介護予防訪 問介護
株式会社 虹の街	虹の街ヘ ルパース テーショ ン秋田	秋田市牛島 西一丁目10 番16号	平成29年 9月30日	介護予防訪 問介護

秋田市告示第264号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設を次のとおり確認したので、同法第41条の規定により告示する。

平成29年10月3日

秋田市長 穂 積 志

1 特定教育・保育施設の種類、名称、所在地および当該特定教育・保育施設の設置者の名称

- (1) 施設の種類
保育所
- (2) 施設の名称
やどめ保育園
- (3) 施設の所在地
秋田市千秋矢留町2番8号
- (4) 設置者の名称
一般社団法人千秋矢留会

2 1に掲げる施設を確認した年月日

平成29年10月1日

秋田市告示第265号

平成29年10月2日の「平成29年9月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成29年10月4日

秋田市長 穂 積 志

平成29年度秋田市一般会計補正予算（第5号）

平成29年度秋田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ94,009千円を追加し、歳入算出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,238,874千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 17,022,186	千円 94,009	千円 17,116,195
	4 選挙費	139,007	94,009	233,016
歳 出 合 計		129,144,865	94,009	129,238,874

秋田市告示第266号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成29年10月4日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
レコードブック秋田八橋	秋田市八橋本町三丁目13番17号	平成29年 9月15日
訪問介護事業所シャントス	秋田市新屋日吉町45番3-1号	平成29年 10月1日
さくらいわま薬局	秋田市横森三丁目11番60号	平成29年 10月2日

2 変更

事業所名称	変更事項（事業所名称）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
イープラス	さくらデイサービス	イープラス	平成29年 9月1日

3 休止

事業所名称	所 在 地	休 止 年月日
ゆい居宅介護支援事業所	秋田市土崎港東一丁目2番8号	平成29年 9月22日

4 廃止

事業所名称	所 在 地	廃 止 年月日
指定訪問介護事業所ほっと松崎	秋田市下北手松崎字家ノ前4番地4	平成29年 9月20日

秋田市告示第267号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の

規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成29年10月4日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所 在 地	指 定 年月日
山田整形外科医院	秋田市茨島六丁目1番21号	平成29年 9月1日
いなば御所野乳腺クリニック	秋田市御所野下堤二丁目1番9号	平成29年 9月1日
さくら内科・糖尿病クリニック	秋田市横森三丁目11番61号	平成29年 10月1日
さくらいわま薬局	秋田市横森三丁目11番60号	平成29年 10月1日

2 廃止

事業所名称	所 在 地	廃 止 年月日
有限会社石川 岩見調剤薬局	秋田市河辺三内字外川原102番地3	平成29年 6月15日

秋田市告示第268号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成29年10月4日

秋田市長 穂 積 志

氏 名	施術所の 名称	施術所の 所 在 地	指 定 年月日
小 濱 洋 子	一馬指圧整体治療所	秋田市御野場二丁目8番11号	平成29年 10月1日

秋田市告示第269号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、

送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年10月 6 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり

- 2 送達する書類
平成29年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第270号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内に次のとおりあらたに生じた土地を確認したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年10月 6 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 区域
秋田市飯島字古道下川端217番の52に接する海浜地の地先公有水面
- 2 面積
2,224.41平方メートル

秋田市告示第271号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の区域内の字の区域を次のとおり変更するので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年10月 6 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更前の字の区域
秋田市飯島字古道下川端217番の52に接する海浜地の地先公有水面
- 2 変更後の字の区域
秋田市飯島字古道下川端

秋田市告示第272号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成29年10月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
- (1) 放置されていた場所および台数
- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4 台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 6 台
- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1 台

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		千円 20,155,383	千円 174,364	千円 20,329,747

- (2) 撤去し、保管した年月日

平成29年 9 月 1 日から同月28日まで

- (3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後 7 時まで

イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内）

秋田市自転車等保管所

- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成29年10月24日から平成30年 4 月24日まで

- 2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

- 3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第 6 条第 4 項の規定に基づき本市に帰属する。

- 4 問合せ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888－5766

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話 834－6497

秋田市告示第273号

平成29年10月 6 日の「平成29年 9 月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成29年10月10日

秋田市長 穂 積 志

平成29年度秋田市一般会計補正予算（第 6 号）

平成29年度秋田市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ317,938千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,556,812千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第 4 条 市債の変更は、「第 4 表 市債補正」による。

	1 国庫負担金	17,118,244	45,764	17,164,008
	2 国庫補助金	2,957,164	123,450	3,080,614
	3 委託金	79,975	5,150	85,125
16 県支出金		9,156,789	22,495	9,179,284
	2 県補助金	3,265,528	22,495	3,288,023
20 繰越金		1,125,057	117,379	1,242,436
	1 繰越金	1,125,057	117,379	1,242,436
22 市債		11,088,700	3,700	11,092,400
	1 市債	11,088,700	3,700	11,092,400
歳入合計		129,238,874	317,938	129,556,812

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 17,116,195	千円 118,219	千円 17,234,414
	1 総務管理費	15,009,703	2,997	15,012,700
	2 徴税費	1,251,573	14,168	1,265,741
	3 戸籍住民基本台帳費	475,758	101,054	576,812
3 民生費		48,695,974	49,326	48,745,300
	1 社会福祉費	22,393,194	5,524	22,398,718
	2 児童福祉費	16,859,285	38,652	16,897,937
	4 国民年金費	40,603	5,150	45,753
4 衛生費		8,476,295	91,530	8,567,825
	7 母子衛生費	625,709	91,530	717,239
6 農林水産業費		2,789,045	10,374	2,799,419
	1 農業費	2,036,759	10,374	2,047,133
8 土木費		13,865,828	27,326	13,893,154
	5 都市計画費	3,641,252	27,326	3,668,578
10 教育費		9,964,143	21,163	9,985,306

	2 小学校費	2,292,525	21,163	2,313,688
歳 出	合 計	129,238,874	317,938	129,556,812

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	通知カード・個人番号カード発行関係経費	101,054
8 土木費	5 都市計画費	泉・外旭川新駅（仮称）基本計画等調査経費	9,969

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事項	期間	限度額
各種証明書コンビニ交付導入事業	平成29年度～平成30年度	174,154
農業経営等再開支援対策事業	平成29年度～平成30年度	19,405
小学校共同調理場調理業務委託経費 (平成29年度設定)	平成29年度～平成32年度	51,705

第4表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
駅周辺施設整備費	20,600	3,700	24,300			
計	11,088,700	3,700	11,092,400			

平成29年度秋田市一般会計補正予算（第7号）

平成29年度秋田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ182,463千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,739,275千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算

補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		千円 1,325,098	千円 1,470	千円 1,326,568
	2 分担金	0	1,470	1,470
15 国庫支出金		20,329,747	63,365	20,393,112
	1 国庫負担金	17,164,008	63,365	17,227,373

16 県支出金		9,179,284	2,158	9,181,442
	2 県補助金	3,288,023	2,158	3,290,181
19 繰入金		4,409,316	80,000	4,489,316
	2 基金繰入金	4,189,365	80,000	4,269,365
20 繰越金		1,242,436	70	1,242,506
	1 繰越金	1,242,436	70	1,242,506
22 市債		11,092,400	35,400	11,127,800
	1 市債	11,092,400	35,400	11,127,800
歳 入 合 計		129,556,812	182,463	129,739,275

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費		千円 2,799,419	千円 8,423	千円 2,807,842
	1 農業費	2,047,133	3,423	2,050,556
	3 林業費	247,257	5,000	252,257
11 災害復旧費		2,168,235	174,040	2,342,275
	1 農林水産施設災害復旧費	1,348,132	79,040	1,427,172
	2 公共土木施設災害復旧費	784,301	95,000	879,301
歳 出 合 計		129,556,812	182,463	129,739,275

第2表 繰越明許費補正

(追 加)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	95,000

第3表 債務負担行為補正

(変 更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
水 害 復 旧 支 援 資 金 利 子 等 助 成 事 業 (農 業 ・ 漁 業 経 営 フ ォ ロ ー ア ッ プ 資 金)	4,068	816	4,884
水 害 復 旧 支 援 資 金 利 子 等 助 成 事 業 (農 業 経 営 安 定 資 金 利 子 補 給)	1,461	295	1,756

第 4 表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	185,200	31,200	216,400			
農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	75,500	4,200	79,700			
計	11,092,400	35,400	11,127,800			

秋田市告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止するので、同法第10条第3項において準用する同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成29年10月10日

秋田市長 穂 積 志

1 廃止路線

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
110037	石田上大部 線	雄和石田字中大部48番地先	
		雄和石田字中大部5番地先	

2 縦覧期間

平成29年10月10日から同月27日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

1 道路の区域および供用開始の区間

整理 番号	路 線 名	起 点	総 延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
21003	牛島仁井田自歩道線	牛島東六丁目376番10地先	30.10	2.50 ～ 6.80
		仁井田福島一丁目278番2地先		
100321	河辺万事神線	河辺神内字新山沢65番13地先	512.00	5.00 ～ 7.50
		河辺神内字新山沢43番1地先		

2 縦覧期間

平成29年10月10日から同月27日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第277号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年10月13日

平成29年10月10日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理 番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
21003	牛島仁井田 自歩道線	牛島東六丁目376番10地先	
		仁井田福島一丁目278番2地先	
100321	河辺万事神 線	河辺神内字新山沢65番13地先	
		河辺神内字新山沢43番1地先	

2 縦覧期間

平成29年10月10日から同月27日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成29年10月10日

秋田市長 穂 積 志

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおりに

2 送達する書類

平成28年度および平成29年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第278号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成29年10月16日

秋田市長 穂 積 志

ファミリーマート秋田卸町店

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市新屋日吉町 3 番37号
氏名 榎 尾 永 次
- 2 売りさばき所の所在地
秋田市卸町一丁目11番11号
- 3 売りさばき所の名称

秋田市告示第279号

平成29年10月 6 日の「平成29年 9 月秋田市議会定例会」において認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成29年10月18日

秋田市長 穂 積 志

平成28年度秋田市水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決算額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	円 7,717,325,000	円 14,642,000	円 －	円 7,731,967,000	円 7,739,639,453	円 7,672,453	
第1項 営業収益	7,070,435,000	12,805,000	－	7,083,240,000	7,086,297,301	3,057,301	(うち、消費税及び地方消費税相当分 516,021,432円)
第2項 営業外収益	646,888,000	1,837,000	－	648,725,000	653,342,152	4,617,152	(" 2,023,115円)
第3項 特別利益	2,000	－	－	2,000	－	△2,000	

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 等による 繰越額	合計				
第1款 水 道 事業費用	円 6,820,132,000	円 △293,397,000	円 －	円 －	円 －	円 6,526,735,000	円 4,536,000	円 6,531,271,000	円 6,248,575,605	円 －	円 282,695,395	
第1項 営業費用	6,204,985,000	△315,592,000	－	－	－	5,889,393,000	4,536,000	5,893,929,000	5,618,522,245	－	275,406,755	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 157,888,928円)
第2項 営業外 費用	610,247,000	24,195,000	－	－	－	634,442,000	－	634,442,000	629,912,297	－	4,529,703	
第3項 特別損失	3,100,000	△2,000,000	－	－	－	1,100,000	－	1,100,000	141,063	－	958,937	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 7,628円)
第4項 予 備 費	1,800,000	－	－	－	－	1,800,000	－	1,800,000	－	－	1,800,000	

(2) 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	円 1,511,321,000	円 △60,751,000	円 1,450,570,000	円 7,500,000	円 －	円 1,458,070,000	円 1,475,034,983	円 16,964,983	
第1項 企業債	967,000,000	△36,500,000	930,500,000	7,500,000	－	938,000,000	938,000,000	0	
第2項 出 資 金	150,153,000	△1,666,000	148,487,000	－	－	148,487,000	148,328,000	△159,000	
第3項 補 助 金	175,500,000	△61,817,000	113,683,000	－	－	113,683,000	113,683,000	0	

第4項 固定資産売却代金	1,000	274,000	275,000	—	—	275,000	275,400	400	(うち、消費税及び地方消費税相当分20,400円)
第5項 負担金及び寄附金	218,667,000	38,958,000	257,625,000	—	—	257,625,000	274,748,583	17,123,583	(" 17,392,800円)

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通 次 繰越額	合 計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通 次 繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	4,144, 円 603,000	△165, 円 854,000	円 —	3,978, 円 749,000	28, 円 889,000	—	4,007, 円 638,000	3,768, 円 564,082	51, 円 031,000	円 —	51, 円 031,000	188, 円 042,918	
第1項 建設改良費	2,720, 円 740,000	△187, 円 751,000	—	2,532, 円 989,000	28, 円 889,000	—	2,561, 円 878,000	2,322, 円 941,394	51, 円 031,000	—	51, 円 031,000	187, 円 905,606	(うち、消費税及び地方消費税相当分161,656,295円)
第2項 企業債償還金	1,423, 円 863,000	8,095,000	—	1,431, 円 958,000	—	—	1,431, 円 958,000	1,431, 円 955,822	—	—	—	2,178	
第3項 国庫補助金返還金	—	13,802,000	—	13, 円 802,000	—	—	13, 円 802,000	13, 円 666,866	—	—	—	135,134	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,293,529,099円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額143,701,985円、減債積立金740,513,400円及び過年度分損益勘定留保資金1,409,313,714円で補てんした。

平成28年度秋田市水道事業損益計算書
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	6,293,646,115		
(2) 受 託 工 事 収 益	111,250,333		
(3) そ の 他 営 業 収 益	165,379,421	6,570,275,869	
2 営 業 費 用			
(1) 原 水 及 び 浄 水 費	988,034,511		
(2) 配 水 費	775,019,462		
(3) 給 水 費	223,952,757		
(4) 受 託 工 事 費	195,014,730		
(5) 業 務 費	321,839,543		
(6) 総 係 費	461,351,839		
(7) 減 価 償 却 費	2,409,760,835		
(8) 資 産 減 耗 費	85,659,640	5,460,633,317	
営 業 利 益			1,109,642,552
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,884,955		
(2) 他 会 計 補 助 金	35,596,000		
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	578,581,707		
(4) 雑 収 益	34,256,586	651,319,248	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	421,152,681		
(2) 雑 支 出	1,099,141	422,251,822	229,067,426
経 常 利 益			1,338,709,978
5 特 別 損 失			
(1) 固 定 資 産 売 却 損	5,000		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 損	128,435	133,435	△133,435
当 年 度 純 利 益			1,338,576,543
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			0
その他未処分利益剰余金変動額			740,513,400

当年度未処分利益剰余金

2,079,089,943

平成28年度秋田市水道事業剰余金計算書
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

	資本金	剰 余 金									資本合計
		資本剰余金					利益剰余金				
		受贈財産 評 価 額	補助金	寄附金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	建設改良 積 立 金	減 債 積立金	未 処 分 利益剰余金	利益剰余金 合 計	
前 年 度 末 残 高	円 18,607,853,470	円 5,057,189,267	円 295,420,304	円 2,297,129,954	円 17,048,896	円 7,666,788,421	円 21,433,418	円 —	円 2,487,425,851	円 2,508,859,269	円 28,783,501,160
前 年 度 処 分 額	1,004,912,451	—	—	—	—	—	742,000,000	740,513,400	△2,487,425,851	△1,004,912,451	0
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処 分 額	1,004,912,451	—	—	—	—	—	742,000,000	740,513,400	△2,487,425,851	△1,004,912,451	0
資本金への組入	1,004,912,451	—	—	—	—	—	—	—	△1,004,912,451	△1,004,912,451	0
減債積立金の積立	—	—	—	—	—	—	—	740,513,400	△740,513,400	0	0
建設改良積立金の積立	—	—	—	—	—	—	742,000,000	—	△742,000,000	0	0
処 分 後 残 高	19,612,765,921	5,057,189,267	295,420,304	2,297,129,954	17,048,896	7,666,788,421	763,433,418	740,513,400	(繰越利益剰余金) 0	1,503,946,818	28,783,501,160
当 年 度 変 動 額	148,328,000	—	—	—	—	—	—	△740,513,400	2,079,089,943	1,338,576,543	1,486,904,543
減債積立金の取崩	—	—	—	—	—	—	—	△740,513,400	740,513,400	0	0
他会計繰入金の受入	148,328,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	148,328,000
当 年 度 純 利 益	—	—	—	—	—	—	—	—	1,338,576,543	1,338,576,543	1,338,576,543
当 年 度 末 残 高	19,761,093,921	5,057,189,267	295,420,304	2,297,129,954	17,048,896	7,666,788,421	763,433,418	0	(当年度未処分利益剰余金) 2,079,089,943	2,842,523,361	30,270,405,703

平成28年度秋田市水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当 年 度 末 残 高	円 19,761,093,921	円 7,666,788,421	円 2,079,089,943
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	740,513,400	—	△2,079,089,943
資本金への組入	740,513,400	—	△740,513,400
減 債 積 立 金 の 積 立	—	—	△668,576,543
建 設 改 良 積 立 金 の 積 立	—	—	△670,000,000
処 分 後 残 高	20,501,607,321	7,666,788,421	(繰越利益剰余金) 0

平成28年度秋田市水道事業貸借対照表
(平成29年3月31日)

	資 産 の 部	円	円	円	円
1 固 定 資 産					
(1) 有 形 固 定 資 産					
イ 土 地					2,030,019,780
ロ 建 物		4,434,621,903			

減価償却累計額	<u>△2,392,235,007</u>	2,042,386,896	
ハ 構 築 物	92,546,799,459		
減価償却累計額	<u>△39,356,492,417</u>	53,190,307,042	
ニ 機 械 及 び 装 置	14,189,458,171		
減価償却累計額	<u>△11,858,679,725</u>	2,330,778,446	
ホ 車 両 運 搬 具	97,047,968		
減価償却累計額	<u>△83,545,121</u>	13,502,847	
ヘ 工具、器具及び備品	364,896,738		
減価償却累計額	<u>△272,798,249</u>	92,098,489	
ト リ ー ス 資 産	408,333		
減価償却累計額	<u>△352,625</u>	55,708	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>75,707,467</u>	
有形固定資産合計			59,774,856,675
(2) 無形固定資産			
イ 電 話 加 入 権		5,504,600	
ロ ダ ム 使 用 権		2,284,496,131	
ハ 専 用 橋 利 用 権		82,041,149	
ニ 施 設 利 用 権		<u>16,464,682</u>	
無形固定資産合計			2,388,506,562
(3) 投資その他の資産			
イ 出 資 金		<u>4,800,000</u>	
投資その他の資産合計			<u>4,800,000</u>
固定資産合計			62,168,163,237
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 ・ 預 金			10,353,394,530
(2) 未 収 金		880,350,941	
貸 倒 引 当 金		<u>△42,638,249</u>	837,712,692
(3) 貯 蔵 品			<u>68,038,567</u>
流動資産合計			<u>11,259,145,789</u>
資 産 合 計			<u>73,427,309,026</u>

負 債 の 部			
	円	円	円
3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>23,291,911,070</u>		
企業債合計		23,291,911,070	
(2) リ ー ス 債 務		16,333	
(3) 引 当 金			
イ 退職給付引当金	1,242,090,495		
ロ 修 繕 引 当 金	<u>978,113,517</u>		
引当金合計		<u>2,220,204,012</u>	
固定負債合計			25,512,131,415
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	<u>1,445,862,911</u>		
企業債合計		1,445,862,911	
(2) リ ー ス 債 務		28,000	
(3) 未 払 金		1,252,393,325	
(4) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	56,041,793		
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金	<u>10,575,084</u>		
引当金合計		66,616,877	

(5) 預 り 金	204,265,829	
(6) そ の 他 流 動 負 債	1,600,000	
流 動 負 債 合 計		2,970,766,942
5 繰 延 収 益		
長 期 前 受 金	16,382,822,604	
収 益 化 累 計 額	△ 1,708,817,638	
繰 延 収 益 合 計		14,674,004,966
負 債 合 計		43,156,903,323
資 本 の 部		
6 資 本 金		19,761,093,921
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 受 贈 財 産 評 価 額	5,057,189,267	
ロ 補 助 金	295,420,304	
ハ 寄 附 金	2,297,129,954	
ニ そ の 他 資 本 剰 余 金	17,048,896	
資 本 剰 余 金 合 計	7,666,788,421	
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 建 設 改 良 積 立 金	763,433,418	
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	2,079,089,943	
利 益 剰 余 金 合 計	2,842,523,361	
剰 余 金 合 計		10,509,311,782
資 本 合 計		30,270,405,703
負 債 資 本 合 計		73,427,309,026

平成28年度秋田市下水道事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額				決算額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 下水道事業収 益	円 10,829,057,000	円 40,139,000	円 -	円 10,869,196,000	円 10,869,753,215	円 557,215	
第1項 営業収益	7,453,242,000	55,306,000	-	7,508,548,000	7,520,315,502	11,767,502	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 401,227,395円)
第2項 営業外収益	3,375,813,000	△46,981,000	-	3,328,832,000	3,329,434,728	602,728	(" 128,201円)
第3項 特別利益	2,000	31,814,000	-	31,816,000	20,002,985	△11,813,015	(" 901,633円)

支 出

区 分	予 算 額								決算額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予備費支出額	流 用 増 減 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小計	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	合計				
第1款 下水道事業 費 用	円 10,003,183,000	円 △59,985,000	円 -	円 -	円 -	円 9,943,198,000	円 2,538,000	円 9,945,736,000	円 9,766,860,343	円 -	円 178,875,657	
第1項 営業費用	8,470,227,000	△127,952,000	-	-	-	8,342,275,000	2,538,000	8,344,813,000	8,231,134,452	-	113,678,548	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 192,473,583円)
第2項 営 業 外 費 用	1,528,905,000	36,503,000	-	-	-	1,565,408,000	-	1,565,408,000	1,503,674,661	-	61,733,339	

第3項 特別損失	1,501,000	31,464,000	—	—	—	32,965,000	—	32,965,000	32,051,230	—	913,770	(うち、消費税及び地方消費税相当分 6,455円)
第4項 予備費	2,550,000	—	—	—	—	2,550,000	—	2,550,000	—	—	2,550,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 資本的収入	6,337,464,000	△178,912,000	6,158,552,000	615,835,000	190,000,000	6,964,387,000	4,586,003,073	△2,378,383,927	
第1項 企業債	3,945,800,000	△122,400,000	3,823,400,000	431,100,000	90,000,000	4,344,500,000	2,963,000,000	△1,381,500,000	翌年度繰越額 1,375,100,000円
第2項 出資金	922,134,000	832,000	922,966,000	—	—	922,966,000	922,966,000	0	
第3項 補助金	1,368,000,000	2,332,000	1,370,332,000	184,735,000	100,000,000	1,655,067,000	651,000,437	△1,004,066,563	翌年度繰越額 1,003,846,000円
第4項 負担金	101,529,000	△59,691,000	41,838,000	—	—	41,838,000	49,020,436	7,182,436	
第5項 固定資産 売却代金	1,000	15,000	16,000	—	—	16,000	16,200	200	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 1,200円)

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次繰 越額	合 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通次繰 越額	合 計		
第1款 資本的支出	10,471,997,000	△76,250,000	円—	10,395,747,000	750,553,000	200,000,000	11,346,300,000	8,767,410,158	2,560,385,560	円—	18,504,282	
第1項 建設 改良費	4,620,821,000	△87,646,000	—	4,533,175,000	750,553,000	200,000,000	5,483,728,000	2,904,839,214	2,560,385,560	—	18,503,226	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 194,660,383円)
第2項 企業債 償還金	5,851,176,000	11,396,000	—	5,862,572,000	—	—	5,862,572,000	5,862,570,944	—	—	1,056	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,181,407,085円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額92,981,618円、減債積立金1,109,257,492円、過年度分損益勘定留保資金574,884,699円及び当年度分損益勘定留保資金2,404,283,276円で補てんした。

平成28年度秋田市下水道事業損益計算書
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

	円	円	円
1 営 業 収 益			
(1) 下 水 道 使 用 料	5,025,640,107		
(2) 他 会 計 負 担 金	2,092,523,000		
(3) そ の 他 営 業 収 益	925,000	7,119,088,107	
2 営 業 費 用			
(1) 管 渠 費	436,627,140		
(2) ポ ン プ 場 費	285,314,077		
(3) 処 理 場 費	656,781,988		
(4) 流 域 下 水 道 費	941,594,964		
(5) 業 務 費	292,492,386		
(6) 総 係 費	189,281,372		
(7) 減 価 償 却 費	5,201,095,975		

(8) 資 産 減 耗 費	35,472,967	8,038,660,869	
営 業 損 失			919,572,762
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息 及 び 配 当 金	978,601		
(2) 他 会 計 補 助 金	1,389,424,000		
(3) 補 助 金	1,420,000		
(4) 長 期 前 受 金 戻 入	1,934,541,571		
(5) 雑 収 益	2,942,552	3,329,306,724	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	1,339,865,370		
(2) 雑 支 出	47,013,915	1,386,879,285	1,942,427,439
経 常 利 益			1,022,854,677
5 特 別 利 益			
(1) 過 年 度 損 益 修 正 益	11,759,968		
(2) そ の 他 特 別 利 益	7,341,384	19,101,352	
6 特 別 損 失			
(1) 固 定 資 産 売 却 損	46,750		
(2) 減 損 損 失	31,917,270		
(3) 過 年 度 損 益 修 正 損	80,755	32,044,775	△12,943,423
当 年 度 純 利 益			1,009,911,254
前 年 度 繰 越 利 益 剰 余 金			0
そ の 他 未 処 分 利 益 剰 余 金 変 動 額			1,109,257,492
当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金			2,119,168,746

平成28年度秋田市下水道事業剰余金計算書
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

	資本金	剰 余 金								資本合計
		資本剰余金					利益剰余金			
		受贈財産 評 価 額	負担金	寄附金	補助金	資本剰余金 合 計	減 債 積 立 金	未 処 分 利益剰余金	利益剰余金 合 計	
前 年 度 末 残 高	円 30,723,975,630	円 2,050,742,215	円 1,289,373,539	円 21,327	円 1,215,958,774	円 4,556,095,855	円 －	円 1,789,495,256	円 1,789,495,256	円 37,069,566,741
前 年 度 処 分 額	680,237,764	－	－	－	－	－	1,109,257,492	△1,789,495,256	△680,237,764	0
秋田市水道事業等の設置 等に関する条例第5条に よる 処 分 額	680,237,764	－	－	－	－	－	1,109,257,492	△1,789,495,256	△680,237,764	0
資本金への組入	680,237,764	－	－	－	－	－	－	△680,237,764	△680,237,764	0
減債積立金の積立	－	－	－	－	－	－	1,109,257,492	△1,109,257,492	0	0
処 分 後 残 高	31,404,213,394	2,050,742,215	1,289,373,539	21,327	1,215,958,774	4,556,095,855	1,109,257,492	(繰越利益剰余金) 0	1,109,257,492	37,069,566,741
当 年 度 変 動 額	922,966,000	64,639,739	－	－	－	64,639,739	△1,109,257,492	2,119,168,746	1,009,911,254	1,997,516,993
減債積立金の取崩	－	－	－	－	－	－	△1,109,257,492	1,109,257,492	0	0
受贈財産の受入	－	64,639,739	－	－	－	64,639,739	－	－	－	64,639,739
他会計繰入金の受入	922,966,000	－	－	－	－	－	－	－	－	922,966,000
当 年 度 純 利 益	－	－	－	－	－	－	－	1,009,911,254	1,009,911,254	1,009,911,254
当 年 度 末 残 高	32,327,179,394	2,115,381,954	1,289,373,539	21,327	1,215,958,774	4,620,735,594	0	(当年度未処分利益剰余金) 2,119,168,746	2,119,168,746	39,067,083,734

平成28年度秋田市下水道事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当 年 度 末 残 高	円 32,327,179,394	円 4,620,735,594	円 2,119,168,746
秋田市水道事業等の設置等に関する条例第5条による処分額	1,109,257,492	—	△2,119,168,746
資 本 金 へ の 組 入	1,109,257,492	—	△1,109,257,492
減 債 積 立 金 の 積 立	—	—	△1,009,911,254
処 分 後 残 高	33,436,436,886	4,620,735,594	(繰越利益剰余金) 0

平成28年度秋田市下水道事業貸借対照表
(平成29年3月31日)

	資 産 の 部		
	円	円	円
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		2,709,639,094	
ロ 建 物	4,525,316,498		
減 価 償 却 累 計 額	△1,830,115,990	2,695,200,508	
ハ 構 築 物	195,291,060,339		
減 価 償 却 累 計 額	△52,759,582,263	142,531,478,076	
ニ 機 械 及 び 装 置	22,712,448,462		
減 価 償 却 累 計 額	△12,840,435,068	9,872,013,394	
ホ 車 両 運 搬 具	21,900,788		
減 価 償 却 累 計 額	△18,210,796	3,689,992	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	24,053,439		
減 価 償 却 累 計 額	△17,889,738	6,163,701	
ト 建 設 仮 勘 定		662,308,611	
有 形 固 定 資 産 合 計		158,480,493,376	
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 施 設 利 用 権		9,275,726,084	
ロ 電 話 加 入 権		12,219,200	
無 形 固 定 資 産 合 計		9,287,945,284	
固 定 資 産 合 計			167,768,438,660
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 ・ 預 金		4,154,222,290	
(2) 未 収 金	676,561,420		
貸 倒 引 当 金	△47,419,376	629,142,044	
(3) 前 払 金		118,380,000	
(4) そ の 他 流 動 資 産		100,000	
流 動 資 産 合 計			4,901,844,334
資 産 合 計			172,670,282,994

※この他に次年度以降分割納付分として受益者負担金14,881,343円を予定している。

	負 債 の 部		
	円	円	円
3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	67,091,279,437		

企 業 債 合 計		67,091,279,437	
(2) 引 当 金			
イ 退 職 給 付 引 当 金	798,395,122		
ロ 修 繕 引 当 金	1,023,233,000		
引 当 金 合 計		1,821,628,122	
固 定 負 債 合 計			68,912,907,559
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	5,890,784,826		
企 業 債 合 計		5,890,784,826	
(2) 未 払 金		1,095,099,410	
(3) 引 当 金			
イ 賞 与 引 当 金	36,837,630		
ロ 法 定 福 利 費 引 当 金	6,984,559		
引 当 金 合 計		43,822,189	
(4) そ の 他 流 動 負 債		1,965,449	
流 動 負 債 合 計			7,031,671,874
5 繰 延 収 益			
長 期 前 受 金		63,535,222,327	
収 益 化 累 計 額		△5,876,602,500	
繰 延 収 益 合 計			57,658,619,827
負 債 合 計			133,603,199,260
資 本 の 部			
6 資 本 金			32,327,179,394
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ 受 贈 財 産 評 価 額	2,115,381,954		
ロ 負 担 金	1,289,373,539		
ハ 寄 附 金	21,327		
ニ 補 助 金	1,215,958,774		
資 本 剰 余 金 合 計		4,620,735,594	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	2,119,168,746		
利 益 剰 余 金 合 計		2,119,168,746	
剰 余 金 合 計			6,739,904,340
資 本 合 計			39,067,083,734
負 債 資 本 合 計			172,670,282,994

平成28年度秋田市農業集落排水事業決算報告書

(1) 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決算額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水事業収益	円 834,133,000	円 △10,013,000	円 —	円 824,120,000	円 823,339,460	円 △780,540	
第1項 営業収益	142,086,000	△3,515,000	—	138,571,000	139,405,826	834,826	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 10,237,405円)
第2項 営業外収益	692,046,000	△21,332,000	—	670,714,000	669,034,649	△1,679,351	(3,138円)
第3項 特別利益	1,000	14,834,000	—	14,835,000	14,898,985	63,985	(6,412円)

第2款 個別排水処理 事業収益	31,871,000	△1,200,000	—	30,671,000	30,768,081	97,081	
第1項 営業収益	8,895,000	△206,000	—	8,689,000	8,829,918	140,918	(うち、消費税及び地方消費税相当分) 652,661円)
第2項 営業外収益	22,974,000	△994,000	—	21,980,000	21,938,163	△41,837	
第3項 特別利益	2,000	—	—	2,000	—	△2,000	
合 計	866,004,000	△11,213,000	—	854,791,000	854,107,541	△683,459	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額				
第1款 農業集落排水 事業費用	833, 円 559,000	△9, 円 840,000	円 —	円 —	円 —	823, 円 719,000	円 —	823, 円 719,000	790, 円 048,900	円 —	33,670,100
第1項 営業費用	726, 円 813,000	△2,999,000	—	—	—	723, 円 814,000	—	723, 円 814,000	691, 円 588,901	—	32,225,099 (うち、消費税及び 地方消費税相当分 12,592,451円)
第2項 営業外 費用	89,537,000	△6,841,000	—	—	—	82, 円 696,000	—	82, 円 696,000	81,783,159	—	912,841
第3項 特別損失	16,709,000	—	—	—	—	16, 円 709,000	—	16, 円 709,000	16,676,840	—	32,160 (うち、消費税及び 地方消費税相当分 1,197円)
第4項 予 備 費	500,000	—	—	—	—	500,000	—	500,000	—	—	500,000
第2款 個別排水処理 事業費用	32,300,000	△1,276,000	—	—	—	31, 円 024,000	—	31, 円 024,000	29,158,515	—	1,865,485
第1項 営業費用	29,412,000	△877,000	—	—	—	28, 円 535,000	—	28, 円 535,000	26,772,337	—	1,762,663 (うち、消費税及び 地方消費税相当分 945,113円)
第2項 営業外 費用	2,786,000	△399,000	—	—	—	2,387,000	—	2,387,000	2,386,178	—	822
第3項 特別損失	2,000	—	—	—	—	2,000	—	2,000	—	—	2,000
第4項 予 備 費	100,000	—	—	—	—	100,000	—	100,000	—	—	100,000
合 計	865, 円 859,000	△11, 円 116,000	—	—	—	854, 円 743,000	—	854, 円 743,000	819,207,415	—	35,535,585

(2) 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額						決算額	予算額に比 べ決算額の 増 減	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 農業集落排水 事業資本的収入	円 206,985,000	円 △58,876,000	円 148,109,000	円 —	円 —	円 148,109,000	円 148,109,000	円 0	
第1項 企 業 債	46,300,000	△21,500,000	24,800,000	—	—	24,800,000	24,800,000	0	
第2項 出 資 金	100,113,000	△14,876,000	85,237,000	—	—	85,237,000	85,237,000	0	
第3項 補 助 金	47,300,000	△22,500,000	24,800,000	—	—	24,800,000	24,800,000	0	

第4項 基 礎 入 金	13,272,000	—	13,272,000	—	—	13,272,000	13,272,000	0	
第2款 個別排水処理 事業資本的收入	25,238,000	△9,431,000	15,807,000	—	—	15,807,000	13,109,400	△2,697,600	
第1項 企 業 債	9,900,000	△5,200,000	4,700,000	—	—	4,700,000	2,200,000	△2,500,000	
第2項 出 資 金	11,375,000	△642,000	10,733,000	—	—	10,733,000	10,733,000	0	
第3項 補 助 金	2,976,000	△2,976,000	0	—	—	0	—	0	
第4項 負 担 金	987,000	△613,000	374,000	—	—	374,000	176,400	△197,600	
合 計	232,223,000	△68,307,000	163,916,000	—	—	163,916,000	161,218,400	△2,697,600	

支 出

区 分	予 算 額							決算額	翌年度繰越額			不用額	備 考
	当 初 予算額	補 正 予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通 次 繰越額	合計		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通 次 繰越額	合計		
第1款 農業集落排水 事業資本的支出	411, 円 977,000	△55, 円 950,000	円 —	356, 円 027,000	円 —	円 —	356, 円 027,000	354, 円 800,232	円 —	円 —	円 —	1, 円 226,768	
第1項 建 設 改 良 費	121, 円 274,000	△58, 円 876,000	—	62, 円 398,000	—	—	62, 円 398,000	61, 円 172,610	—	—	—	1, 円 225,390	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 4,186,962円)
第2項 企 業 債 償 還 金	290, 円 678,000	2,931,000	—	293, 円 609,000	—	—	293, 円 609,000	293, 円 607,622	—	—	—	1,378	
第3項 投 資	25,000	△5,000	—	20,000	—	—	20,000	20,000	—	—	—	0	
第2款 個別排水処理 事業資本的支出	30, 円 458,000	△9, 円 452,000	—	21, 円 006,000	—	—	21, 円 006,000	17, 円 644,609	—	—	—	3, 円 361,391	
第1項 建 設 改 良 費	24, 円 405,000	△9, 円 550,000	—	14, 円 855,000	—	—	14, 円 855,000	11, 円 494,482	—	—	—	3, 円 360,518	(うち、消費税及び 地方消費税相当分 186,228円)
第2項 企 業 債 償 還 金	6,053,000	98,000	—	6,151,000	—	—	6, 円 151,000	6, 円 150,127	—	—	—	873	
合 計	442, 円 435,000	△65, 円 402,000	—	377, 円 033,000	—	—	377, 円 033,000	372, 円 444,841	—	—	—	4, 円 588,159	

資本的收入額が資本的支出額に不足する額211,226,441円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,523,087円、減債積立金41,680,653円及び過年度分損益勘定留保資金167,022,701円で補てんした。

平成28年度秋田市農業集落排水事業損益計算書
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

	円	円	円	円
1 農業集落排水事業営業収益				
(1) 農業集落排水施設使用料	128,232,421			
(2) 他 会 計 負 担 金	936,000	129,168,421		
2 個別排水処理事業営業収益				
(1) 個別排水処理施設使用料	2,695,746			
(2) 特定地域生活排水処理施設 使 用 料	5,481,511	8,177,257	137,345,678	
3 農業集落排水事業営業費用				
(1) 管 渠 費	35,951,451			
(2) 処 理 場 費	113,345,240			
(3) 業 務 費	4,629,204			

(4) 総 係 費	15,890,323			
(5) 減 価 償 却 費	468,239,670			
(6) 資 産 減 耗 費	<u>40,940,562</u>	678,996,450		
4 個別排水処理事業営業費用				
(1) 個別排水処理施設 浄 化 槽 費	3,290,380			
(2) 個別排水処理施設 業 務 費	82,408			
(3) 個別排水処理施設 減 価 償 却 費	3,330,289			
(4) 特定地域生活排水処理施設 浄 化 槽 費	9,333,737			
(5) 特定地域生活排水処理施設 業 務 費	370,728			
(6) 特定地域生活排水処理施設 減 価 償 却 費	<u>9,419,682</u>	<u>25,827,224</u>	<u>704,823,674</u>	
営 業 損 失				567,477,996
5 農業集落排水事業営業外収益				
(1) 受取利息及び配当金	170,313			
(2) 他会計補助金	385,737,000			
(3) 長期前受金戻入	278,944,927			
(4) 雑 収 益	<u>4,179,369</u>	669,031,609		
6 個別排水処理事業営業外収益				
(1) 個別排水処理施設 他会計補助金	4,655,000			
(2) 個別排水処理施設 長期前受金戻入	276,104			
(3) 特定地域生活排水処理施設 他会計補助金	15,867,000			
(4) 特定地域生活排水処理施設 長期前受金戻入	<u>1,140,059</u>	<u>21,938,163</u>	690,969,772	
7 農業集落排水事業営業外費用				
(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	76,126,959			
(2) 雑 支 出	<u>10,818,530</u>	86,945,489		
8 個別排水処理事業営業外費用				
(1) 個別排水処理施設 支払利息及び企業債取扱諸費	497,653			
(2) 特定地域生活排水処理施設 支払利息及び企業債取扱諸費	<u>1,888,525</u>	<u>2,386,178</u>	<u>89,331,667</u>	<u>601,638,105</u>
経 常 利 益				34,160,109
9 農業集落排水事業特別利益				
(1) 過年度損益修正益	98,280			
(2) その他特別利益	14,794,293	14,892,573	14,892,573	
10 農業集落排水事業特別損失				
(1) 過年度損益修正損	16,643			
(2) その他特別損失	16,659,000	16,675,643	16,675,643	<u>△1,783,070</u>
当 年 度 純 利 益				32,377,039
前年度繰越利益剰余金				0
その他未処分利益剰余金変動額				<u>41,680,653</u>
当年度未処分利益剰余金				<u><u>74,057,692</u></u>

平成28年度秋田市農業集落排水事業剰余金計算書
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

	資本金	剰 余 金						資本合計
		資本剰余金			利益剰余金			
		負担金	補助金	資本剰余金 合 計	減 債 積立金	未 処 分 利益剰余金	利益剰余金 合 計	
前 年 度 末 残 高	円 2,520,101,810	円 3,560,414	円 219,083,940	円 222,644,354	円 －	円 66,072,330	円 66,072,330	円 2,808,818,494
前 年 度 処 分 額	24,391,677	－	－	－	41,680,653	△66,072,330	△24,391,677	0
秋田市水道事業等の設置 等に関する条例第5条に よる 処 分 額	24,391,677	－	－	－	41,680,653	△66,072,330	△24,391,677	0
資本金への組入	24,391,677	－	－	－	－	△24,391,677	△24,391,677	0
減債積立金の積立	－	－	－	－	41,680,653	△41,680,653	0	0
処 分 後 残 高	2,544,493,487	3,560,414	219,083,940	222,644,354	41,680,653	(繰越利益剰余金) 0	41,680,653	2,808,818,494
当 年 度 変 動 額	95,970,000	－	－	－	△41,680,653	74,057,692	32,377,039	128,347,039
減債積立金の取崩	－	－	－	－	△41,680,653	41,680,653	0	0
他会計繰入金の受入	95,970,000	－	－	－	－	－	－	95,970,000
当 年 度 純 利 益	－	－	－	－	－	32,377,039	32,377,039	32,377,039
当 年 度 末 残 高	2,640,463,487	3,560,414	219,083,940	222,644,354	0	(当年度末処分利益剰余金) 74,057,692	74,057,692	2,937,165,533

平成28年度秋田市農業集落排水事業剰余金処分計算書

	資 本 金	資本剰余金	未 処 分 利益剰余金
当 年 度 末 残 高	円 2,640,463,487	円 222,644,354	円 74,057,692
秋田市水道事業等の設置等 に関する条例第5条による処 分 額	41,680,653	-	△74,057,692
資本金への組入	41,680,653	-	△41,680,653
減 債 積 立 金 の 積 立	-	-	△32,377,039
処 分 後 残 高	2,682,144,140	222,644,354	(繰越利益剰余金) 0

平成28年度秋田市農業集落排水事業貸借対照表
(平成29年3月31日)

	資 産 の 部		
	円	円	円
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		112,061,783	
ロ 建 物	2,187,191,808		
減 価 償 却 累 計 額	△446,773,459	1,740,418,349	
ハ 構 築 物	11,128,097,103		
減 価 償 却 累 計 額	△2,012,312,498	9,115,784,605	
ニ 機 械 及 び 装 置	2,593,250,355		
減 価 償 却 累 計 額	△1,637,891,733	955,358,622	
ホ 建 設 仮 勘 定		5,630,240	

有形固定資産合計		11,929,253,599	
(2) 無形固定資産			
イ 電話加入権	4,176,000		
無形固定資産合計		4,176,000	
(3) 投資その他の資産			
イ 基金	35,331,000		
投資その他の資産合計		35,331,000	
固定資産合計			11,968,760,599
2 流動資産			
(1) 現金・預金		597,383,489	
(2) 未収金	28,671,342		
貸倒引当金	△1,077,326	27,594,016	
流動資産合計			624,977,505
資産合計			12,593,738,104

負債の部			
	円	円	円
3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	3,732,670,982		
企業債合計		3,732,670,982	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	38,924,122		
ロ 修繕引当金	16,000,000		
引当金合計		54,924,122	
固定負債合計			3,787,595,104
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	303,386,534		
企業債合計		303,386,534	
(2) 未払金		28,480,751	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	2,393,384		
ロ 法定福利費引当金	367,096		
引当金合計		2,760,480	
(4) その他流動負債		350,000	
流動負債合計			334,977,765
5 繰延収益			
長期前受金		6,383,611,382	
収益化累計額		△849,611,680	
繰延収益合計			5,533,999,702
負債合計			9,656,572,571
資本の部			
	円	円	円
6 資本金			2,640,463,487
7 剰余金			
(1) 資本金剰余金			
イ 負担金	3,560,414		
ロ 補助金	219,083,940		
資本金剰余金合計		222,644,354	
(2) 利益剰余金			
イ 当年度未処分利益剰余金	74,057,692		
利益剰余金合計		74,057,692	
剰余金合計			296,702,046
資本合計			2,937,165,533

負 債 資 本 合 計

12,593,738,104

秋田市告示第280号

平成29年10月18日の「平成29年 9 月秋田市議会定例会」におい

て認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成29年10月18日

秋田市長 穂 積 志

平成28年度一般会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 市 税		43,279,251,000	45,917,083,416	43,391,463,911	157,255,612	2,370,857,699	112,212,911
	1 市 民 税	19,539,883,000	20,412,730,258	19,680,898,092	47,062,883	686,540,809	141,015,092
	2 固定資産税	19,343,340,000	21,050,591,012	19,325,837,177	106,815,829	1,618,527,286	△17,502,823
	3 軽自動車税	649,988,000	689,565,803	649,705,226	3,376,900	36,616,677	△282,774
	4 市たばこ税	2,230,230,000	2,221,581,116	2,221,581,116	0	0	△8,648,884
	5 鉦 産 税	6,250,000	6,196,200	6,196,200	0	0	△53,800
	6 特 別 土 地 保 有 税	1,000	0	0	0	0	△1,000
	7 入 湯 税	29,981,000	30,173,100	30,173,100	0	0	192,100
	8 事 業 所 税	1,479,578,000	1,506,245,927	1,477,073,000	0	29,172,927	△2,505,000
2 地方譲与税		935,549,000	965,703,946	965,703,946	0	0	30,154,946
	1 地方揮発油 譲 与 税	261,759,000	258,961,000	258,961,000	0	0	△2,798,000
	2 自動車重量 譲 与 税	594,665,000	627,605,000	627,605,000	0	0	32,940,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1,000	2	2	0	0	△998
	4 特 別 と ん 譲 与 税	27,941,000	26,837,944	26,837,944	0	0	△1,103,056
	5 航空機燃料 譲 与 税	51,183,000	52,300,000	52,300,000	0	0	1,117,000
3 利子割交付金		43,927,000	59,198,000	59,198,000	0	0	15,271,000
	1 利 子 割 交 付 金	43,927,000	59,198,000	59,198,000	0	0	15,271,000
4 配当割交付金		139,202,000	73,560,000	73,560,000	0	0	△65,642,000
	1 配 当 割 交 付 金	139,202,000	73,560,000	73,560,000	0	0	△65,642,000
5 株式等譲渡所得割交付金		92,646,000	39,090,000	39,090,000	0	0	△53,556,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	92,646,000	39,090,000	39,090,000	0	0	△53,556,000

6	地方消費税交付金	5,816,451,000	5,863,924,000	5,863,924,000	0	0	47,473,000
	1 地方消費税交付金	5,816,451,000	5,863,924,000	5,863,924,000	0	0	47,473,000
7	ゴルフ場利用税交付金	62,063,000	63,639,030	63,639,030	0	0	1,576,030
	1 ゴルフ場利用税金	62,063,000	63,639,030	63,639,030	0	0	1,576,030
8	自動車取得税交付金	127,348,000	140,195,000	140,195,000	0	0	12,847,000
	1 自動車取得税交付金	127,348,000	140,195,000	140,195,000	0	0	12,847,000
9	国有提供施設等所在市助成交付金	5,659,000	5,128,000	5,128,000	0	0	△531,000
	1 国有提供施設等所在市助成交付金	5,659,000	5,128,000	5,128,000	0	0	△531,000
10	地方特例交付金	187,729,000	188,643,000	188,643,000	0	0	914,000
	1 地方特例交付金	187,729,000	188,643,000	188,643,000	0	0	914,000
11	地方交付税	21,199,000,000	21,185,089,000	21,185,089,000	0	0	△13,911,000
	1 地方交付税	21,199,000,000	21,185,089,000	21,185,089,000	0	0	△13,911,000
12	交通安全対策特別交付金	90,000,000	67,542,000	67,542,000	0	0	△22,458,000
	1 交通安全対策特別交付金	90,000,000	67,542,000	67,542,000	0	0	△22,458,000
13	分担金及び負担金	1,332,601,000	1,335,699,350	1,251,373,705	2,731,937	81,623,481	△81,227,295
	1 負担金	1,332,601,000	1,335,699,350	1,251,373,705	2,731,937	81,623,481	△81,227,295
14	使用料及び手数料	2,396,114,000	2,497,094,491	2,365,604,972	3,502,000	127,987,519	△30,509,028
	1 使用料	1,112,957,000	1,234,635,841	1,103,146,322	3,502,000	127,987,519	△9,810,678
	2 手数料	1,283,157,000	1,262,458,650	1,262,458,650	0	0	△20,698,350
15	国庫支出金	24,360,916,000	23,030,267,966	21,635,961,966	0	1,394,306,000	△2,724,954,034
	1 国庫負担金	16,827,141,000	16,584,082,670	16,584,082,670	0	0	△243,058,330
	2 国庫補助金	7,446,133,000	6,367,401,463	4,973,095,463	0	1,394,306,000	△2,473,037,537
	3 委託金	87,642,000	78,783,833	78,783,833	0	0	△8,858,167
16	県支出金	9,720,399,000	9,514,368,538	8,262,176,538	0	1,252,192,000	△1,458,222,462
	1 県負担金	5,164,004,000	5,102,311,095	5,102,311,095	0	0	△61,692,905
	2 県補助金	3,940,658,000	3,804,629,797	2,552,437,797	0	1,252,192,000	△1,388,220,203
	3 委託金	615,737,000	607,427,646	607,427,646	0	0	△8,309,354

17 財産収入		750,731,000	772,242,317	770,091,502	0	2,150,815	19,360,502
1 財産運用収入		186,884,000	189,592,982	187,442,167	0	2,150,815	558,167
2 財産売却収入		563,847,000	582,649,335	582,649,335	0	0	18,802,335
18 寄附金		201,944,000	210,528,335	210,528,335	0	0	8,584,335
1 寄附金		201,944,000	210,528,335	210,528,335	0	0	8,584,335
19 繰入金		7,963,000,000	7,314,328,868	7,314,328,868	0	0	△648,671,132
1 特別会計繰入金		334,194,000	260,042,868	260,042,868	0	0	△74,151,132
2 基金繰入金		7,628,806,000	7,054,286,000	7,054,286,000	0	0	△574,520,000
20 繰越金		1,902,271,000	1,902,271,078	1,902,271,078	0	0	78
1 繰越金		1,902,271,000	1,902,271,078	1,902,271,078	0	0	78
21 諸収入		7,425,020,000	7,254,616,362	7,099,598,749	9,238,496	145,804,307	△325,421,251
1 延滞金、加算金及び過		32,001,000	76,248,143	76,273,333	0	0	44,272,333
2 市預金利子		477,000	61,642	61,642	0	0	△415,358
3 貸付金元利収入		5,976,614,000	5,725,655,408	5,717,629,507	217,000	7,808,901	△258,984,493
4 受託事業収入		6,303,000	6,345,279	6,345,279	0	0	42,279
5 雑入		1,409,625,000	1,446,305,890	1,299,288,988	9,021,496	137,995,406	△110,336,012
22 市債		14,407,300,000	11,289,300,000	11,289,300,000	0	0	△3,118,000,000
1 市債		14,407,300,000	11,289,300,000	11,289,300,000	0	0	△3,118,000,000
歳入合計		142,439,121,000	139,689,512,697	134,144,411,600	172,728,045	5,374,921,821	△8,294,709,400

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 議会費		722,652,000	718,424,137	0	4,227,863	4,227,863
1 議会費		722,652,000	718,424,137	0	4,227,863	4,227,863
2 総務費		20,549,845,000	19,349,840,901	432,941,000	767,063,099	1,200,004,099
1 総務管理費		18,504,838,000	17,461,841,044	406,122,000	636,874,956	1,042,996,956
2 徴税費		1,064,146,000	1,019,025,372	0	45,120,628	45,120,628

	3 戸籍住民基本台帳費	621,133,000	526,040,897	26,819,000	68,273,103	95,092,103
	4 選挙費	208,082,000	196,592,523	0	11,489,477	11,489,477
	5 統計調査費	66,221,000	63,819,163	0	2,401,837	2,401,837
	6 監査委員費	85,425,000	82,521,902	0	2,903,098	2,903,098
3 民生費		50,691,168,000	48,838,295,081	825,709,000	1,027,163,919	1,852,872,919
	1 社会福祉費	24,696,213,000	23,388,525,390	825,709,000	481,978,610	1,307,687,610
	2 児童福祉費	16,429,698,000	16,146,215,093	0	283,482,907	283,482,907
	3 生活保護費	9,523,387,000	9,264,615,814	0	258,771,186	258,771,186
	4 国民年金費	39,920,000	38,188,784	0	1,731,216	1,731,216
	5 災害救助費	1,950,000	750,000	0	1,200,000	1,200,000
4 衛生費		8,715,938,000	8,367,196,902	0	348,741,098	348,741,098
	1 環境衛生費	646,955,000	596,713,715	0	50,241,285	50,241,285
	2 保健所費	1,766,233,000	1,710,003,101	0	56,229,899	56,229,899
	3 清掃費	3,913,727,000	3,693,322,755	0	220,404,245	220,404,245
	4 病院費	1,403,364,000	1,403,232,771	0	131,229	131,229
	5 上水道費	184,083,000	183,924,000	0	159,000	159,000
	6 食肉衛生検査所費	167,215,000	163,208,386	0	4,006,614	4,006,614
	7 母子衛生費	634,361,000	616,792,174	0	17,568,826	17,568,826
5 労働費		421,298,000	418,547,938	0	2,750,062	2,750,062
	1 労働諸費	421,298,000	418,547,938	0	2,750,062	2,750,062
6 農林水産業費		3,768,104,000	2,282,037,806	1,159,005,000	327,061,194	1,486,066,194
	1 農業費	3,024,527,000	1,544,209,083	1,159,005,000	321,312,917	1,480,317,917
	2 農業集落排水費	503,165,000	503,165,000	0	0	0
	3 林業費	240,412,000	234,663,723	0	5,748,277	5,748,277
7 商工費		6,880,140,000	6,759,091,776	7,800,000	113,248,224	121,048,224
	1 商工費	6,880,140,000	6,759,091,776	7,800,000	113,248,224	121,048,224
8 土木費		19,486,390,000	16,947,231,546	1,935,142,000	604,016,454	2,539,158,454

	1 土木管理費	484,908,000	480,634,048	112,000	4,161,952	4,273,952
	2 道 路 橋 りょう費	7,682,269,000	5,984,044,859	1,173,283,000	524,941,141	1,698,224,141
	3 河 川 費	326,166,000	291,267,278	33,703,000	1,195,722	34,898,722
	4 港 湾 費	138,036,000	136,677,347	0	1,358,653	1,358,653
	5 都市計画費	5,523,512,000	4,764,783,600	727,920,000	30,808,400	758,728,400
	6 下 水 道 費	4,404,913,000	4,404,913,000	0	0	0
	7 住 宅 費	926,586,000	884,911,414	124,000	41,550,586	41,674,586
9 消 防 費		3,950,325,000	3,870,909,781	0	79,415,219	79,415,219
	1 消 防 費	3,950,325,000	3,870,909,781	0	79,415,219	79,415,219
10 教 育 費		12,909,350,000	10,813,778,146	1,580,851,000	514,720,854	2,095,571,854
	1 教育総務費	1,249,807,000	1,167,217,809	0	82,589,191	82,589,191
	2 小 学 校 費	3,972,424,000	2,591,204,373	1,247,413,000	133,806,627	1,381,219,627
	3 中 学 校 費	1,909,850,000	1,443,659,453	327,054,000	139,136,547	466,190,547
	4 高等学校費	902,729,000	876,480,761	0	26,248,239	26,248,239
	5 幼稚園費	272,046,000	248,692,682	0	23,353,318	23,353,318
	6 社会教育費	1,802,121,000	1,740,800,659	6,384,000	54,936,341	61,320,341
	7 保健体育費	865,321,000	855,050,954	0	10,270,046	10,270,046
	8 専修学校費	145,268,000	141,238,270	0	4,029,730	4,029,730
	9 大 学 費	1,789,784,000	1,749,433,185	0	40,350,815	40,350,815
11 災害復旧費		348,004,000	258,752,400	0	89,251,600	89,251,600
	1 農林水産施設 災害復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000
	2 公共土木施設 災害復旧費	348,000,000	258,752,400	0	89,247,600	89,247,600
	3 教 育 施 設 災害復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000
12 公 債 費		13,899,641,000	13,871,971,798	0	27,669,202	27,669,202
	1 公 債 費	13,899,641,000	13,871,971,798	0	27,669,202	27,669,202
13 諸支出金		1,000	0	0	1,000	1,000
	1 雑 支 出	1,000	0	0	1,000	1,000

14 予 備 費	96,265,000	0	0	96,265,000	96,265,000
1 予 備 費	96,265,000	0	0	96,265,000	96,265,000
歳 出 合 計	142,439,121,000	132,496,078,212	5,941,448,000	4,001,594,788	9,943,042,788

歳入歳出差引残額 1,648,333,388円

平成28年度土地区画整理会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 国庫支出金		1,385,726,000	1,385,214,000	1,157,290,000	0	227,924,000	△228,436,000
1 国庫補助金		1,385,726,000	1,385,214,000	1,157,290,000	0	227,924,000	△228,436,000
2 換地清算金		300,000	0	0	0	0	△300,000
1 換地清算金		300,000	0	0	0	0	△300,000
3 財産収入		507,000	721,122	693,122	0	28,000	186,122
1 財産売払 収 入		507,000	721,122	693,122	0	28,000	186,122
4 繰 入 金		2,010,013,000	2,009,645,249	1,838,010,249	0	171,635,000	△172,002,751
1 一般会計 繰 入 金		2,010,013,000	2,009,645,249	1,838,010,249	0	171,635,000	△172,002,751
5 繰 越 金		41,177,000	111,621,022	111,621,022	0	0	70,444,022
1 繰 越 金		41,177,000	111,621,022	111,621,022	0	0	70,444,022
歳 入 合 計		3,437,723,000	3,507,201,393	3,107,614,393	0	399,587,000	△330,108,607

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 事業費		3,435,223,000	3,015,287,675	376,308,000	43,627,325	419,935,325
1 土 地 区 画 整 理 費		3,435,223,000	3,015,287,675	376,308,000	43,627,325	419,935,325
2 公 債 費		1,500,000	128,568	0	1,371,432	1,371,432
1 公 債 費		1,500,000	128,568	0	1,371,432	1,371,432
3 予 備 費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
1 予 備 費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		3,437,723,000	3,015,416,243	376,308,000	45,998,757	422,306,757

歳入歳出差引残額 92,198,150円

平成28年度市有林会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 県支出金		3,179,000	3,011,441	3,011,441	0	0	△167,559
	1 県補助金	3,179,000	3,011,441	3,011,441	0	0	△167,559
2 財産収入		3,913,000	4,605,029	4,605,029	0	0	692,029
	1 財産運用 収 入	1,410,000	1,365,477	1,365,477	0	0	△44,523
	2 財産売払 収 入	2,501,000	3,239,552	3,239,552	0	0	738,552
	3 分収林収入	2,000	0	0	0	0	△2,000
3 繰入金		110,235,000	110,235,000	110,235,000	0	0	0
	1 一般会計 繰入金	110,235,000	110,235,000	110,235,000	0	0	0
4 繰越金		8,974,000	15,554,082	15,554,082	0	0	6,580,082
	1 繰越金	8,974,000	15,554,082	15,554,082	0	0	6,580,082
5 諸収入		278,000	103,680	103,680	0	0	△174,320
	1 雑 入	278,000	103,680	103,680	0	0	△174,320
6 市 債		8,300,000	8,300,000	8,300,000	0	0	0
	1 市 債	8,300,000	8,300,000	8,300,000	0	0	0
歳 入 合 計		134,879,000	141,809,232	141,809,232	0	0	6,930,232

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		25,840,000	24,782,705	0	1,057,295	1,057,295
	1 総務管理費	25,840,000	24,782,705	0	1,057,295	1,057,295
2 事業費		17,669,000	15,068,308	0	2,600,692	2,600,692
	1 造林事業費	17,669,000	15,068,308	0	2,600,692	2,600,692
3 公債費		88,607,000	88,083,899	0	523,101	523,101
	1 公債費	88,607,000	88,083,899	0	523,101	523,101
4 諸支出金		2,563,000	2,297,267	0	265,733	265,733

	1 分収交付金	2,563,000	2,297,267	0	265,733	265,733
5 予 備 費		200,000	0	0	200,000	200,000
	1 予 備 費	200,000	0	0	200,000	200,000
歳 出 合 計		134,879,000	130,232,179	0	4,646,821	4,646,821

歳入歳出差引残額 11,577,053円

平成28年度市営墓地会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 使用料及び手数料		48,698,000	48,770,346	48,727,314	2,472	40,560	29,314
	1 使 用 料	28,780,000	28,781,280	28,781,280	0	0	1,280
	2 手 数 料	19,918,000	19,989,066	19,946,034	2,472	40,560	28,034
2 繰 入 金		119,270,000	84,736,234	84,736,234	0	0	△34,533,766
	1 一 般 会 計 繰 入 金	119,270,000	84,736,234	84,736,234	0	0	△34,533,766
3 繰 越 金		4,019,000	4,019,230	4,019,230	0	0	230
	1 繰 越 金	4,019,000	4,019,230	4,019,230	0	0	230
4 諸 収 入		45,000	911,709	911,709	0	0	866,709
	1 雑 入	45,000	911,709	911,709	0	0	866,709
歳 入 合 計		172,032,000	138,437,519	138,394,487	2,472	40,560	△33,637,513

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総 務 費		51,662,000	49,304,373	0	2,357,627	2,357,627
	1 総務管理費	38,391,000	36,033,373	0	2,357,627	2,357,627
	2 一 般 会 計 繰 出 金	13,271,000	13,271,000	0	0	0
2 事 業 費		119,270,000	84,736,234	0	34,533,766	34,533,766
	1 事 業 費	119,270,000	84,736,234	0	34,533,766	34,533,766
3 公 債 費		100,000	1,699	0	98,301	98,301
	1 公 債 費	100,000	1,699	0	98,301	98,301

4 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
1 予 備 費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計	172,032,000	134,042,306	0	37,989,694	37,989,694

歳入歳出差引残額 4,352,181円

平成28年度中央卸売市場会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 使用料及び手数料		19,792,000	19,455,295	19,455,295	0	0	△336,705
1 使 用 料		19,792,000	19,455,295	19,455,295	0	0	△336,705
2 繰 入 金		56,192,000	56,192,000	56,192,000	0	0	0
1 一 般 会 計 繰 入 金		56,192,000	56,192,000	56,192,000	0	0	0
3 繰 越 金		1,000,000	1,675,479	1,675,479	0	0	675,479
1 繰 越 金		1,000,000	1,675,479	1,675,479	0	0	675,479
4 諸 収 入		21,274,000	19,977,909	19,977,909	0	0	△1,296,091
1 貸 付 金 元 利 収 入		16,004,000	16,003,989	16,003,989	0	0	△11
2 雑 入		5,270,000	3,973,920	3,973,920	0	0	△1,296,080
歳 入 合 計		98,258,000	97,300,683	97,300,683	0	0	△957,317

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総 務 費		63,893,000	62,044,349	0	1,848,651	1,848,651
1 総務管理費		63,893,000	62,044,349	0	1,848,651	1,848,651
2 公 債 費		34,265,000	34,069,568	0	195,432	195,432
1 公 債 費		34,265,000	34,069,568	0	195,432	195,432
3 予 備 費		100,000	0	0	100,000	100,000
1 予 備 費		100,000	0	0	100,000	100,000
歳 出 合 計		98,258,000	96,113,917	0	2,144,083	2,144,083

歳入歳出差引残額 1,186,766円

平成28年度公設地方卸売市場会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	使用料及び手数料	147,280,000	148,450,995	148,450,995	0	0	1,170,995
	1 使 用 料	147,279,000	148,446,495	148,446,495	0	0	1,167,495
	2 手 数 料	1,000	4,500	4,500	0	0	3,500
2	財産収入	793,000	784,517	784,517	0	0	△8,483
	1 財 産 運 用 収 入	793,000	784,517	784,517	0	0	△8,483
3	繰 入 金	114,710,000	105,508,000	105,508,000	0	0	△9,202,000
	1 一 般 会 計 繰 入 金	114,710,000	105,508,000	105,508,000	0	0	△9,202,000
4	繰 越 金	3,200,000	4,883,495	4,883,495	0	0	1,683,495
	1 繰 越 金	3,200,000	4,883,495	4,883,495	0	0	1,683,495
5	諸 収 入	178,947,000	156,451,604	156,333,604	0	118,000	△22,613,396
	1 貸 付 金 元 利 収 入	64,016,000	64,015,955	64,015,955	0	0	△45
	2 雑 入	114,931,000	92,435,649	92,317,649	0	118,000	△22,613,351
歳 入 合 計		444,930,000	416,078,611	415,960,611	0	118,000	△28,969,389

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総 務 費	304,442,000	277,419,358	0	27,022,642	27,022,642
	1 総務管理費	304,442,000	277,419,358	0	27,022,642	27,022,642
2	事 業 費	21,100,000	16,380,360	0	4,719,640	4,719,640
	1 地方卸売市場 施設整備費	21,100,000	16,380,360	0	4,719,640	4,719,640
3	公 債 費	118,988,000	118,702,346	0	285,654	285,654
	1 公 債 費	118,988,000	118,702,346	0	285,654	285,654
4	予 備 費	400,000	0	0	400,000	400,000
	1 予 備 費	400,000	0	0	400,000	400,000
歳 出 合 計		444,930,000	412,502,064	0	32,427,936	32,427,936

歳入歳出差引残額 3,458,547円

平成28年度大森山動物園会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	使用料及び手数料	89,825,000	76,938,970	76,938,970	0	0	△12,886,030
	1 使 用 料	89,825,000	76,938,970	76,938,970	0	0	△12,886,030
2	財産収入	3,138,000	4,030,666	4,030,666	0	0	892,666
	1 財産運用 収 入	3,138,000	4,030,666	4,030,666	0	0	892,666
3	寄 附 金	10,000	347,431	347,431	0	0	337,431
	1 寄 附 金	10,000	347,431	347,431	0	0	337,431
4	繰 入 金	418,049,000	397,117,000	397,117,000	0	0	△20,932,000
	1 一般会計 繰 入 金	418,049,000	397,117,000	397,117,000	0	0	△20,932,000
5	繰 越 金	1,000	1,528	1,528	0	0	528
	1 繰 越 金	1,000	1,528	1,528	0	0	528
6	諸 収 入	17,124,000	16,520,744	16,520,744	0	0	△603,256
	1 雑 入	17,124,000	16,520,744	16,520,744	0	0	△603,256
歳 入 合 計		528,147,000	494,956,339	494,956,339	0	0	△33,190,661

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総 務 費	439,398,000	406,802,072	0	32,595,928	32,595,928
	1 総務管理費	439,398,000	406,802,072	0	32,595,928	32,595,928
2	事 業 費	40,700,000	40,397,323	0	302,677	302,677
	1 動物園 施設整備費	40,700,000	40,397,323	0	302,677	302,677
3	公 債 費	47,949,000	47,755,707	0	193,293	193,293
	1 公 債 費	47,949,000	47,755,707	0	193,293	193,293
4	予 備 費	100,000	0	0	100,000	100,000
	1 予 備 費	100,000	0	0	100,000	100,000
歳 出 合 計		528,147,000	494,955,102	0	33,191,898	33,191,898

歳入歳出差引残額 1,237円

平成28年度廃棄物発電会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 発電収入		383,717,000	301,459,792	301,459,792	0	0	△82,257,208
	1 発電収入	383,717,000	301,459,792	301,459,792	0	0	△82,257,208
2 繰越金		1,000	6,957,947	6,957,947	0	0	6,956,947
	1 繰越金	1,000	6,957,947	6,957,947	0	0	6,956,947
歳入合計		383,718,000	308,417,739	308,417,739	0	0	△75,300,261

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		72,787,000	72,137,700	0	649,300	649,300
	1 総務管理費	72,787,000	72,137,700	0	649,300	649,300
2 繰出金		302,091,000	227,940,000	0	74,151,000	74,151,000
	1 一般会計 繰出金	302,091,000	227,940,000	0	74,151,000	74,151,000
3 公債費		8,840,000	8,339,001	0	500,999	500,999
	1 公債費	8,840,000	8,339,001	0	500,999	500,999
歳出合計		383,718,000	308,416,701	0	75,301,299	75,301,299

歳入歳出差引残額 1,038円

平成28年度病院事業債管理会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 分担金及び負担金		318,917,000	318,916,402	318,916,402	0	0	△598
	1 負担金	318,917,000	318,916,402	318,916,402	0	0	△598
2 諸収入		290,538,000	290,347,823	290,347,823	0	0	△190,177
	1 貸付金 元利収入	290,538,000	290,347,823	290,347,823	0	0	△190,177
3 市債		113,400,000	101,500,000	101,500,000	0	0	△11,900,000
	1 市債	113,400,000	101,500,000	101,500,000	0	0	△11,900,000
歳入合計		722,855,000	710,764,225	710,764,225	0	0	△12,090,775

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1	市立秋田総合病院貸付金	113,400,000	101,500,000	0	11,900,000	11,900,000
	1 市立秋田総合病院貸付金	113,400,000	101,500,000	0	11,900,000	11,900,000
2	公 債 費	609,455,000	609,264,225	0	190,775	190,775
	1 公 債 費	609,455,000	609,264,225	0	190,775	190,775
歳 出 合 計		722,855,000	710,764,225	0	12,090,775	12,090,775

歳入歳出差引残額 0円

平成28年度国民健康保険事業会計（事業勘定）歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	国民健康保険税	5,195,645,000	8,511,884,757	5,298,673,573	333,118,142	2,883,036,042	103,028,573
	1 国民健康保険税	5,195,645,000	8,511,884,757	5,298,673,573	333,118,142	2,883,036,042	103,028,573
2	使用料及び手数料	1,000	3,300	3,300	0	0	2,300
	1 手 数 料	1,000	3,300	3,300	0	0	2,300
3	国庫支出金	7,165,106,000	7,153,340,333	7,153,340,333	0	0	△11,765,667
	1 国庫負担金	5,199,007,000	4,978,840,333	4,978,840,333	0	0	△220,166,667
	2 国庫補助金	1,966,099,000	2,174,500,000	2,174,500,000	0	0	208,401,000
4	療養給付費交付金	521,744,000	553,098,406	553,098,406	0	0	31,354,406
	1 療養給付費交付金	521,744,000	553,098,406	553,098,406	0	0	31,354,406
5	前期高齢者交付金	10,113,300,000	10,113,300,730	10,113,300,730	0	0	730
	1 前期高齢者交付金	10,113,300,000	10,113,300,730	10,113,300,730	0	0	730
6	県支出金	1,687,386,000	1,684,800,331	1,684,800,331	0	0	△2,585,669
	1 県負担金	339,201,000	334,089,331	334,089,331	0	0	△5,111,669
	2 県補助金	1,348,185,000	1,350,711,000	1,350,711,000	0	0	2,526,000
7	共同事業交付金	8,143,857,000	8,053,014,455	8,053,014,455	0	0	△90,842,545
	1 共同事業交付金	8,143,857,000	8,053,014,455	8,053,014,455	0	0	△90,842,545

8 財産収入		252,000	251,599	251,599	0	0	△401
1 財産運用収入		252,000	251,599	251,599	0	0	△401
9 繰入金		2,959,778,000	2,940,500,881	2,940,500,881	0	0	△19,277,119
1 一般会計繰入金		2,559,778,000	2,540,500,881	2,540,500,881	0	0	△19,277,119
2 基金繰入金		400,000,000	400,000,000	400,000,000	0	0	0
10 繰越金		516,066,000	516,066,074	516,066,074	0	0	74
1 繰越金		516,066,000	516,066,074	516,066,074	0	0	74
11 諸収入		27,891,000	34,182,652	31,607,643	0	2,575,009	3,716,643
1 延滞金、加算金及び過料		1,109,000	1,063,500	1,063,500	0	0	△45,500
2 雑入		26,782,000	33,119,152	30,544,143	0	2,575,009	3,762,143
歳入合計		36,331,026,000	39,560,443,518	36,344,657,325	333,118,142	2,885,611,051	13,631,325

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		166,588,000	157,477,888	0	9,110,112	9,110,112
	1 総務管理費	72,455,000	70,718,241	0	1,736,759	1,736,759
	2 徴税費	91,451,000	84,591,571	0	6,859,429	6,859,429
	3 運営協議会費	224,000	187,468	0	36,532	36,532
	4 収納率向上特別対策事業費	2,458,000	1,980,608	0	477,392	477,392
2 保険給付費		22,582,704,000	22,009,162,681	0	573,541,319	573,541,319
	1 療養諸費	19,692,807,000	19,172,528,731	0	520,278,269	520,278,269
	2 高額療養費	2,802,563,000	2,761,723,111	0	40,839,889	40,839,889
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 出産育児諸費	63,032,000	52,160,839	0	10,871,161	10,871,161
	5 葬祭諸費	24,300,000	22,750,000	0	1,550,000	1,550,000
3 後期高齢者支援金等		3,500,325,000	3,500,324,146	0	854	854
	1 後期高齢者支援金等	3,500,325,000	3,500,324,146	0	854	854

4 前期高齢者納付金等	2,529,000	2,528,417	0	583	583
1 前期高齢者納付金等	2,529,000	2,528,417	0	583	583
5 老人保健拠出金	148,000	115,456	0	32,544	32,544
1 老人保健拠出金	148,000	115,456	0	32,544	32,544
6 介護納付金	1,085,340,000	1,085,339,975	0	25	25
1 介護納付金	1,085,340,000	1,085,339,975	0	25	25
7 共同事業拠出金	8,327,227,000	8,068,299,278	0	258,927,722	258,927,722
1 共同事業拠出金	8,327,227,000	8,068,299,278	0	258,927,722	258,927,722
8 保健事業費	298,049,000	260,248,325	0	37,800,675	37,800,675
1 特定健康診査等事業費	195,635,000	166,949,043	0	28,685,957	28,685,957
2 保健事業費	102,414,000	93,299,282	0	9,114,718	9,114,718
9 基金積立金	252,000	252,000	0	0	0
1 基金積立金	252,000	252,000	0	0	0
10 公債費	3,000,000	211,474	0	2,788,526	2,788,526
1 公債費	3,000,000	211,474	0	2,788,526	2,788,526
11 諸支出金	165,578,000	161,797,014	0	3,780,986	3,780,986
1 償還金及び還付加算金	165,577,000	161,797,014	0	3,779,986	3,779,986
2 一部負担金	1,000	0	0	1,000	1,000
12 予備費	199,286,000	0	0	199,286,000	199,286,000
1 予備費	199,286,000	0	0	199,286,000	199,286,000
歳出合計	36,331,026,000	35,245,756,654	0	1,085,269,346	1,085,269,346

歳入歳出差引残額 1,098,900,671円

平成28年度母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 繰 入 金		10,799,000	9,514,855	9,514,855	0	0	△1,284,145
	1 一般会計 繰 入 金	10,799,000	9,514,855	9,514,855	0	0	△1,284,145
2 繰 越 金		55,515,000	138,534,942	138,534,942	0	0	83,019,942
	1 繰 越 金	55,515,000	138,534,942	138,534,942	0	0	83,019,942
3 諸 収 入		37,653,000	83,152,701	45,437,347	0	37,715,354	7,784,347
	1 貸 付 金 元 利 収 入	37,652,000	81,071,601	44,917,547	0	36,154,054	7,265,547
	2 雑 入	1,000	2,081,100	519,800	0	1,561,300	518,800
4 国庫支出金		0	172,000	172,000	0	0	172,000
	1 国庫補助金	0	172,000	172,000	0	0	172,000
歳 入 合 計		103,967,000	231,374,498	193,659,144	0	37,715,354	89,692,144

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 母子父子寡婦福祉資金貸付 事業費		47,995,000	16,170,298	0	31,824,702	31,824,702
	1 母子父子寡婦 福 祉 資 金 貸付事業費	47,995,000	16,170,298	0	31,824,702	31,824,702
2 公 債 費		37,140,000	36,639,732	0	500,268	500,268
	1 公 債 費	500,000	0	0	500,000	500,000
	2 償 還 金	36,640,000	36,639,732	0	268	268
3 諸 支 出 金		18,832,000	18,831,868	0	132	132
	1 一般会計 繰 出 金	18,832,000	18,831,868	0	132	132
歳 出 合 計		103,967,000	71,641,898	0	32,325,102	32,325,102

歳入歳出差引残額 122,017,246円

平成28年度介護保険事業会計（保険事業勘定）歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 保 險 料		6,523,152,000	6,834,074,517	6,546,894,347	78,274,297	213,523,307	23,742,347
	1 介護保険料	6,523,152,000	6,834,074,517	6,546,894,347	78,274,297	213,523,307	23,742,347
2 手 数 料		1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 手 数 料	1,000	0	0	0	0	△1,000
3 国庫支出金		6,805,936,000	7,224,005,506	7,224,005,506	0	0	418,069,506
	1 国庫負担金	4,986,702,000	5,385,074,441	5,385,074,441	0	0	398,372,441
	2 国庫補助金	1,819,234,000	1,838,931,065	1,838,931,065	0	0	19,697,065
4 支払基金交付金		7,709,296,000	7,570,859,116	7,570,859,116	0	0	△138,436,884
	1 支 払 基 金 交 付 金	7,709,296,000	7,570,859,116	7,570,859,116	0	0	△138,436,884
5 県支出金		4,021,084,000	4,018,333,033	4,018,333,033	0	0	△2,750,967
	1 県 負 担 金	3,933,724,000	3,939,869,000	3,939,869,000	0	0	6,145,000
	2 県 補 助 金	87,360,000	78,464,033	78,464,033	0	0	△8,895,967
6 財 産 収 入		316,000	315,667	315,667	0	0	△333
	1 基 金 運 用 収 入	316,000	315,667	315,667	0	0	△333
7 繰 入 金		4,013,922,000	3,871,729,686	3,871,729,686	0	0	△142,192,314
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,013,921,000	3,871,729,686	3,871,729,686	0	0	△142,191,314
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000
8 繰 越 金		219,247,000	474,378,945	474,378,945	0	0	255,131,945
	1 繰 越 金	219,247,000	474,378,945	474,378,945	0	0	255,131,945
9 諸 収 入		157,000	4,783,651	4,713,651	0	70,000	4,556,651
	1 延滞金、 加 算 金 及 び 過 料	1,000	121,600	121,600	0	0	120,600
	2 雑 入	156,000	4,662,051	4,592,051	0	70,000	4,436,051
歳 入 合 計		29,293,111,000	29,998,480,121	29,711,229,951	78,274,297	213,593,307	418,118,951

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総 務 費		385,520,000	354,944,247	0	30,575,753	30,575,753
	1 総務管理費	385,520,000	354,944,247	0	30,575,753	30,575,753
2 保険給付費		27,447,481,000	26,891,025,475	0	556,455,525	556,455,525
	1 介護サービス 等 諸 費	24,128,376,000	23,672,820,124	0	455,555,876	455,555,876
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	1,296,134,000	1,263,835,037	0	32,298,963	32,298,963
	3 高 額 介 護 サービス等費	690,643,000	664,154,854	0	26,488,146	26,488,146
	4 特定入所者 介護サービス 等 費	1,293,087,000	1,251,634,494	0	41,452,506	41,452,506
	5 その他諸費	39,241,000	38,580,966	0	660,034	660,034
3 地域支援事業費		479,174,000	458,493,812	0	20,680,188	20,680,188
	1 介 護 予 防 事 業 費	62,167,000	55,958,298	0	6,208,702	6,208,702
	2 包括的支援 事業・任意 事 業 費	417,007,000	402,535,514	0	14,471,486	14,471,486
4 基金積立金		629,634,000	629,634,000	0	0	0
	1 基金積立金	629,634,000	629,634,000	0	0	0
5 公 債 費		102,000,000	100,017,657	0	1,982,343	1,982,343
	1 公 債 費	102,000,000	100,017,657	0	1,982,343	1,982,343
6 諸支出金		219,302,000	218,616,011	0	685,989	685,989
	1 償還金及び 還付加算金	219,302,000	218,616,011	0	685,989	685,989
7 予 備 費		30,000,000	0	0	30,000,000	30,000,000
	1 予 備 費	30,000,000	0	0	30,000,000	30,000,000
歳 出 合 計		29,293,111,000	28,652,731,202	0	640,379,798	640,379,798

歳入歳出差引残額 1,058,498,749円

平成28年度後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 後期高齢者医療保険料		2,505,948,000	2,527,935,600	2,497,401,500	3,145,700	30,418,300	△8,546,500
	1 後期高齢者 医療保険料	2,505,948,000	2,527,935,600	2,497,401,500	3,145,700	30,418,300	△8,546,500

2 使用料及び手数料	1,000	300	300	0	0	△700
1 手 数 料	1,000	300	300	0	0	△700
3 繰 入 金	738,395,000	738,394,053	738,394,053	0	0	△947
1 一 般 会 計 繰 入 金	738,395,000	738,394,053	738,394,053	0	0	△947
4 繰 越 金	13,100,000	24,460,673	24,460,673	0	0	11,360,673
1 繰 越 金	13,100,000	24,460,673	24,460,673	0	0	11,360,673
5 諸 収 入	10,616,000	4,378,840	4,378,840	0	0	△6,237,160
1 延滞金、 加 算 金 及 び 過 料	364,000	374,800	374,800	0	0	10,800
2 償還金及び 還付加算金	10,200,000	3,952,200	3,952,200	0	0	△6,247,800
3 雑 入	52,000	51,840	51,840	0	0	△160
歳 入 合 計	3,268,060,000	3,295,169,466	3,264,635,366	3,145,700	30,418,300	△3,424,634

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と 支 出 済 額 と の 比 較
1 総 務 費		52,342,000	50,135,030	0	2,206,970	2,206,970
	1 総務管理費	21,101,000	20,588,292	0	512,708	512,708
	2 徴 収 費	31,241,000	29,546,738	0	1,694,262	1,694,262
2 後期高齢者医療広域連合納 付金		3,195,318,000	3,186,529,553	0	8,788,447	8,788,447
	1 後期高齢者 医療広域連合 納 付 金	3,195,318,000	3,186,529,553	0	8,788,447	8,788,447
3 公 債 費		200,000	8,340	0	191,660	191,660
	1 公 債 費	200,000	8,340	0	191,660	191,660
4 諸 支 出 金		10,200,000	3,928,000	0	6,272,000	6,272,000
	1 償還金及び 還付加算金	10,200,000	3,928,000	0	6,272,000	6,272,000
5 予 備 費		10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
	1 予 備 費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
歳 出 合 計		3,268,060,000	3,240,600,923	0	27,459,077	27,459,077

歳入歳出差引残額 24,034,443円

秋田市告示第281号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかで

ないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年10月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第282号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成29年10月21日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
佐竹史料館	佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅および如斯亭庭園の観覧料の収納に関する事務。図録頒布等収入および望遠鏡利用収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務

秋田市告示第283号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成29年10月23日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
有限会社スマイル薬局	有限会社スマイル薬局	秋田市将軍野東一丁目4番38号	平成29年10月8日	特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
企業組合まつざきデイサービス	指定通所介護事業所まつと松崎	秋田山下北手松崎字家ノ前4番地4	平成29年10月20日	通所介護、介護予防通所介護
有限会社和み	介護サービスと和み	秋田市旭北錦町2番39号秋田アーバンハウスB-2	平成29年10月20日	訪問介護、介護予防訪問介護

秋田市告示第284号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明

らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年10月24日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成29年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第285号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成29年10月31日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定年月日
210	きむら薬局	秋田市茨島二丁目15番34号	株式会社ワームス代表取締役 木村昭文	平成29年11月1日

秋田市告示第286号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成29年10月31日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	医療機関住所	開設者名	指定年月日
211	みさき薬局	秋田市土崎港東四丁目6番31号	有限会社テクノワールド取締役 後藤美香子	平成29年11月1日

秋田市告示第287号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成29年10月31日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者
住所 秋田市濁川字後田65番地30
名称 株式会社ヤスダ
氏名 代表取締役 安田正広
- 2 売りさばき所の所在地

秋田市濁川字後田65番地30

- 3 売りさばき所の名称
マートヤスタ

教 委 告 示

秋田市教委告示第14号

平成29年10月26日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

平成29年10月23日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

選 管 告 示

秋市選管告示第51号

平成29年10月22日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第4項の規定により告示する。

平成29年10月3日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫
(次のよう略)

秋市選管告示第52号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のように変更したので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第4項の規定により告示する。

平成29年10月9日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 秋田市第39投票区
変更前 秋田市新屋表町1番13号 齊藤正様宅前
変更後 秋田市新屋大川町1番 大川町内会館隣公園
- 2 秋田市第61投票区
変更前 秋田市外旭川字土手下49番地1 佐藤明雄様所有畑前
変更後 秋田市外旭川字家ノ前地内 外旭川分団笹岡班機具置場前

秋市選管告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成29年10月9日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 50分の1の数 5,367人
2 3分の1の数 89,438人

秋市選管告示第54号

平成29年10月22日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の氏名等の掲載順序を定めるくじを行う場所および日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和34年秋選管告示第2号）第62条の2第1項の規定により告示する。

平成29年10月10日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時
平成29年10月10日 午後6時

秋市選管告示第55号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙における在外投票の期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条の2第4項の規定により読み替えて適用される同法第48条の2第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第65条の13第4項の規定により告示する。

平成29年10月10日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 所在地
秋田市山王一丁目1番1号
- 2 期日前投票所の名称
秋田市役所

秋市選管告示第56号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第39条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成29年10月10日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

期 日 前 投 票 所 名	所在地	設置する期間
秋 田 市 役 所	秋田市山王一丁目1番1号	平成29年10月11日から 同月21日まで
秋 田 駅 東西連絡自由通路	秋田市榎山字 長沼27番地3	平成29年10月15日から 同月21日まで
イオンモール秋田	秋田市御所野 地藏田一丁目 1番1号	平成29年10月15日から 同月21日まで
秋田市北部市民 サービスセンター	秋田市土崎港 西五丁目3番 1号	平成29年10月15日から 同月21日まで
秋田市西部市民 サービスセンター	秋田市新屋扇 町13番34号	平成29年10月15日から 同月21日まで

秋田市河辺市民サービスセンター	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	平成29年10月15日から 同月21日まで
秋田市雄和市民サービスセンター	秋田市雄和妙法字上大部48番地1	平成29年10月15日から 同月21日まで
秋田 市 岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34番地1	平成29年10月15日から 同月21日まで
秋田 市 大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62番地2	平成29年10月15日から 同月21日まで
秋田大学手形キャンパス	秋田市手形学園町1番1号	平成29年10月18日

秋市選管告示第57号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻および閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項の規定において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年10月10日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

期日前投票所名	開 閉 時 刻
秋田駅東西連絡自由通路	午前10時から午後8時まで （1時間30分繰下げ）
イオンモール秋田	午前10時から午後8時まで （1時間30分繰下げ）
秋田市北部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで （2時間繰上げ）
秋田市西部市民サービスセンター	午前8時30分から午後6時まで （2時間繰上げ）
秋田市河辺市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで （3時間繰上げ）
秋田市雄和市民サービスセンター	午前8時30分から午後5時まで （3時間繰上げ）
秋田市岩見三内連絡所	午前8時30分から午後5時まで （3時間繰上げ）
秋田市大正寺連絡所	午前8時30分から午後5時まで （3時間繰上げ）
秋田大学手形キャンパス	午前11時から午後5時まで（2時間30分繰下げおよび3時間繰上げ）

秋市選管告示第58号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第5項の規定において読み替えて適用される同法第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第24条第1項に基づき、次のとおり選任したので、同令第49条の7の規定において読み替えて適用される同令第25条の規定により告示する。

平成29年10月10日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

平成29年10月22日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市役所			
	職 名	住 所	氏 名
平成29年 10月11日	投 票 管理者	秋田市新屋大川町6番8号	赤根谷 光 昭
	職 務 代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天
平成29年 10月12日	投 票 管理者	秋田市泉中央五丁目28番5号	橋 野 茂 子
	職 務 代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天
平成29年 10月13日	投 票 管理者	秋田市土崎港中央六丁目10番9号	加 藤 トヨ子
	職 務 代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天
平成29年 10月14日	投 票 管理者	秋田市高陽青柳町15番25号	根 田 貞 子
	職 務 代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天
平成29年 10月15日	投 票 管理者	秋田市飯島字家ノ下44番地	浜 田 セチ子
	職 務 代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天
平成29年 10月16日	投 票 管理者	秋田市飯島緑丘町12番1号	小 野 尊 尚
	職 務 代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天
平成29年 10月17日	投 票 管理者	秋田市土崎港南三丁目9番32号	佐 藤 信 利
	職 務 代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天
平成29年 10月18日	投 票 管理者	秋田市東通観音前10番25号	加 藤 久 行
	職 務 代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天
平成29年 10月19日	投 票 管理者	秋田市仁井田二ツ屋二丁目7番3号	三 浦 信 夫
	職 務 代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天
平成29年 10月20日	投 票 管理者	秋田市新屋朝日町3番8号	工 藤 わか子
	職 務 代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天
平成29年 10月21日	投 票 管理者	秋田市手形字十七流190番地1	池 田 チツ子
	職 務 代理者	秋田市桜ガ丘二丁目10番8号	後 藤 天

平成29年10月22日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

秋田市北部市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成29年 10月15日	投 票 管理者	秋田市飯島道東三丁目 4 番18号	加 藤 武 美
	職 務 代理人	秋田市外旭川八柳一丁目14番 8 号	鎌 田 信 一
平成29年 10月16日	投 票 管理者	秋田市寺内堂ノ沢一丁目 8 番11号	菅 原 祐 子
	職 務 代理人	秋田市仁井田本町三丁目 1 番25号	今 野 博 志
平成29年 10月17日	投 票 管理者	秋田市外旭川字梶ノ目298番地 2	山 本 喜 昭
	職 務 代理人	秋田市土崎港東二丁目12番26号	小 野 真紀子
平成29年 10月18日	投 票 管理者	秋田市寺内堂ノ沢一丁目 8 番11号	菅 原 祐 子
	職 務 代理人	秋田市八橋本町四丁目 5 番 5 号	阿 部 修 子
平成29年 10月19日	投 票 管理者	秋田市外旭川字梶ノ目298番地 2	山 本 喜 昭
	職 務 代理人	秋田市保戸野原の町 6 番 7 号	児 玉 功
平成29年 10月20日	投 票 管理者	秋田市寺内堂ノ沢一丁目 8 番11号	菅 原 祐 子
	職 務 代理人	秋田市外旭川八柳一丁目14番 8 号	鎌 田 信 一
平成29年 10月21日	投 票 管理者	秋田市飯島道東三丁目 4 番18号	加 藤 武 美
	職 務 代理人	秋田市仁井田本町三丁目 1 番25号	今 野 博 志

平成29年10月22日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

秋田市西部市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成29年 10月15日	投 票 管理者	秋田市新屋日吉町 3 番13号	小 野 良 治
	職 務 代理人	潟上市天王字宮の後 298番地 2	菊 地 兼 弘
平成29年 10月16日	投 票 管理者	秋田市新屋日吉町 3 番13号	小 野 良 治
	職 務 代理人	潟上市天王字宮の後 298番地 2	菊 地 兼 弘
平成29年 10月17日	投 票 管理者	秋田市新屋日吉町 3 番13号	小 野 良 治
	職 務 代理人	潟上市天王字宮の後 298番地 2	菊 地 兼 弘
平成29年 10月18日	投 票 管理者	秋田市新屋日吉町 3 番13号	小 野 良 治

	職 務 代理人	潟上市天王字宮の後 298番地 2	菊 地 兼 弘
平成29年 10月19日	投 票 管理者	秋田市新屋日吉町 3 番13号	小 野 良 治
	職 務 代理人	潟上市天王字宮の後 298番地 2	菊 地 兼 弘
平成29年 10月20日	投 票 管理者	秋田市新屋日吉町 3 番13号	小 野 良 治
	職 務 代理人	潟上市天王字宮の後 298番地 2	菊 地 兼 弘
平成29年 10月21日	投 票 管理者	秋田市新屋大川町11番19号	石 黒 和 雄
	職 務 代理人	潟上市天王字宮の後 298番地 2	菊 地 兼 弘

平成29年10月22日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

秋田駅東西連絡自由通路			
	職名	住 所	氏 名
平成29年 10月15日	投 票 管理者	秋田市河辺松測字東沢70番地	小 林 信 子
	職 務 代理人	秋田市川元開和町10番12号	菅 原 稔
平成29年 10月16日	投 票 管理者	秋田市山王七丁目11番20号	伊 藤 芳 高
	職 務 代理人	秋田市横森四丁目 6 番18号	渡 辺 健
	職 務 代理人	秋田市川元開和町10番12号	菅 原 稔
平成29年 10月17日	投 票 管理者	秋田市土崎港南二丁目 3 番27号	藤 本 夫美雄
	職 務 代理人	秋田市川元開和町10番12号	菅 原 稔
	職 務 代理人	秋田市横森四丁目 6 番18号	渡 辺 健
平成29年 10月18日	投 票 管理者	秋田市下新城中野字街道端西89番地109	中 川 久美子
	職 務 代理人	秋田市川元開和町10番12号	菅 原 稔
	職 務 代理人	秋田市桜一丁目10番34号	長谷川 美紀子
平成29年 10月19日	投 票 管理者	秋田市桜一丁目10番30号	長谷川 ミオ子
	職 務 代理人	秋田市川元開和町10番12号	菅 原 稔
	職 務 代理人	秋田市新屋前野町 3 番 5 号	猿 田 実
平成29年 10月20日	投 票 管理者	秋田市外旭川字野村 51番地 5	高 橋 キ ン
	職 務 代理人	秋田市川元開和町10番12号	菅 原 稔
	職 務 代理人	秋田市港北新町 4 番 42号	加 藤 治

平成29年 10月21日	投 票 管理者	秋田市柳田字境田19 番地13	佐々木 富美子
	職 務 代理者	秋田市横森四丁目 6 番18号	渡 辺 健
	職 務 代理者	秋田市川元開和町10 番12号	菅 原 稔

平成29年10月22日執行

衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査

期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市河辺市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成29年 10月15日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字式 田下袋60番地 1	石 井 稔
	職 務 代理者	秋田市雄和女米木字 川崎 7 番地	石 井 浩 和
平成29年 10月16日	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高屋 字上前田表54番地 1	熊 谷 文 雄
	職 務 代理者	秋田市河辺松測字街 道北 3 番地 1	佐 藤 康 直
平成29年 10月17日	投 票 管理者	秋田市河辺和田字式 田下袋60番地 1	石 井 稔
	職 務 代理者	秋田市東通仲町21番 9 号	佐々木 寿 人
平成29年 10月18日	投 票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田81番地	佐々木 金 満
	職 務 代理者	秋田市河辺松測字街 道北 3 番地 1	佐 藤 康 直
平成29年 10月19日	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高屋 字上前田表54番地 1	熊 谷 文 雄
	職 務 代理者	秋田市東通仲町21番 9 号	佐々木 寿 人
平成29年 10月20日	投 票 管理者	秋田市河辺赤平字境 田81番地	佐々木 金 満
	職 務 代理者	秋田市雄和女米木字 川崎 7 番地	石 井 浩 和
平成29年 10月21日	投 票 管理者	秋田市河辺北野田高屋 字上前田表54番地 1	熊 谷 文 雄
	職 務 代理者	秋田市東通仲町21番 9 号	佐々木 寿 人

平成29年10月22日執行

衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査

期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市雄和市民サービスセンター			
	職名	住 所	氏 名
平成29年 10月15日	投 票 管理者	秋田市御所野下堤一 丁目 3 番13号	加 藤 志美雄
	職 務 代理者	秋田市土崎港西三丁 目 1 番 5 号	大 和 良 志
平成29年 10月16日	投 票 管理者	秋田市雄和下黒瀬字町 屋敷103番地	佐 藤 常 雄
	職 務 代理者	秋田市手形字山崎 194番地 5	藤 原 喜 久

平成29年 10月17日	投 票 管理者	秋田市雄和相川字高 野109番地 1	長谷部 久 夫
	職 務 代理者	秋田市土崎港西三丁 目 1 番 5 号	大 和 良 志
平成29年 10月18日	投 票 管理者	秋田市雄和相川字銅 屋283番地 4	金 千代司
	職 務 代理者	秋田市土崎港西三丁 目 1 番 5 号	大 和 良 志
平成29年 10月19日	投 票 管理者	秋田市雄和石田字前 田112番地	佐 藤 金 雄
	職 務 代理者	秋田市土崎港西三丁 目 1 番 5 号	大 和 良 志
平成29年 10月20日	投 票 管理者	秋田市雄和女米木字 高麓沢 1 番地	石 井 房 雄
	職 務 代理者	秋田市御所野地蔵田 四丁目15番 3 号	池 田 義 高
平成29年 10月21日	投 票 管理者	秋田市御所野下堤一 丁目 3 番13号	加 藤 志美雄
	職 務 代理者	秋田市山王五丁目 1 番15号	藤 田 靖

平成29年10月22日執行

衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査

期日前投票管理者およびその職務代理者一覧表

秋田市岩見三内連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成29年 10月15日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字鶴 養27番地	佐 藤 昭 久
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字野 崎16番地	田 口 郁 夫
平成29年 10月16日	投 票 管理者	秋田市河辺三内字外 川原130番地 3	備 後 正 義
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字野 崎16番地	田 口 郁 夫
平成29年 10月17日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下 6 番地	石 塚 稔
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字野 崎16番地	田 口 郁 夫
平成29年 10月18日	投 票 管理者	秋田市河辺三内字外 川原130番地 3	備 後 正 義
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字野 崎16番地	田 口 郁 夫
平成29年 10月19日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下 6 番地	石 塚 稔
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字野 崎16番地	田 口 郁 夫
平成29年 10月20日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢台下 6 番地	石 塚 稔
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字野 崎16番地	田 口 郁 夫
平成29年 10月21日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字鶴 養27番地	佐 藤 昭 久
	職 務 代理者	秋田市河辺三内字野 崎16番地	田 口 郁 夫

平成29年10月22日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

秋田市大正寺連絡所			
	職名	住 所	氏 名
平成29年 10月15日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷166番地	珍 田 智
	職 務 代理人	秋田市雄和種沢字宮 ノ前134番地	佐 藤 勇 悦
平成29年 10月16日	投 票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 館ノ腰149番地	京 極 藤 美
	職 務 代理人	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
平成29年 10月17日	投 票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 真木屋11番地	齊 藤 良 春
	職 務 代理人	秋田市雄和種沢字宮 ノ前134番地	佐 藤 勇 悦
平成29年 10月18日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷169番地	加 藤 文 雄
	職 務 代理人	秋田市雄和種沢字宮 ノ前134番地	佐 藤 勇 悦
平成29年 10月19日	投 票 管理者	秋田市雄和新波字本 屋敷166番地	珍 田 智
	職 務 代理人	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
平成29年 10月20日	投 票 管理者	秋田市雄和繋字脇ノ 沢88番地	工 藤 忠 彦
	職 務 代理人	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎
平成29年 10月21日	投 票 管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字 真木屋11番地	齊 藤 良 春
	職 務 代理人	秋田市雄和萱ヶ沢字 萱ヶ沢37番地	佐々木 俊 郎

平成29年10月22日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

イオンモール秋田			
	職名	住 所	氏 名
平成29年 10月15日	投 票 管理者	秋田市雄和戸賀沢字 御江田102番地	佐々木 昌 子
	職 務 代理人	秋田市新屋勝平台 6 番34号	川 崎 義 則
平成29年 10月16日	投 票 管理者	秋田市河辺岩見字杉 沢11番地 1	石 塚 小枝子
	職 務 代理人	秋田市御野場新町二 丁目 7 番13号	廣 田 和 則
平成29年 10月17日	投 票 管理者	秋田市雄和碓田字梵 天野103番地	那 須 恵 子
	職 務 代理人	秋田市大平台二丁目 1 番地19	加 賀 巨 樹
平成29年 10月18日	投 票 管理者	秋田市河辺戸島字本 町94番地 2	桐 沢 律 子

	職 務 代理人	秋田市新屋前野町 3 番 5 号	猿 田 実
平成29年 10月19日	投 票 管理者	秋田市雄和芝野新田 字中台67番地	齊 藤 智 子
	職 務 代理人	秋田市桜一丁目10番 34号	長谷川 美紀子
平成29年 10月20日	投 票 管理者	秋田市雄和左手子字 清水下133番地	嘉 藤 一 司
	職 務 代理人	秋田市御野場新町二 丁目 7 番13号	廣 田 和 則
平成29年 10月21日	投 票 管理者	秋田市河辺畑谷字大 又142番地	足 利 明 子
	職 務 代理人	秋田市新屋勝平台 6 番34号	川 崎 義 則
	職 務 代理人	秋田市桜一丁目10番 34号	長谷川 美紀子

平成29年10月22日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
期日前投票管理者およびその職務代理人一覧表

秋田大学手形キャンパス			
	職名	住 所	氏 名
平成29年 10月18日	投 票 管理者	秋田市牛島東六丁目 7 番 3 号	福 岡 瑠美子
	職 務 代理人	秋田市八橋田五郎一 丁目 2 番16号	進 藤 聡 彦

秋市選管告示第59号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第41条第1項の規定により告示する。

平成29年10月10日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

平成29年10月22日執行
衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
投 票 所 一 覧 表

投票区	投 票 所 名	投 票 所 住 所
1	秋田市八橋地区コミュニティセンター	八橋本町五丁目 2 番27号
2	秋田市立保戸野小学校	保戸野すわ町 9 番60号
3	秋田県立秋田北高等学校	千秋中島町 8 番 1 号
4	秋田市立八橋小学校	八橋大沼町 7 番 1 号
5	秋田市旭北地区コミュニティセンター	大町四丁目 4 番15号
6	秋田市立旭南小学校	旭南一丁目15番 1 号
7	秋田市立川尻小学校	川尻みよし町 8 番31号
8	のびのびこども園	茨島四丁目 1 番20号
9	秋田市立牛島小学校	牛島東六丁目 6 番 1 号

10	(旧) 秋田市牛島児童館	牛島東一丁目2番7号
11	秋田市立秋田南中学校	南通宮田15番1号
12	秋田市檜山地区コミュニティセンター	檜山南中町1番9号
13	秋田市立東小学校	東通二丁目11番1号
14	秋田市立中通小学校	中通五丁目8番22号
16	秋田市立秋田東中学校	手形休下町10番51号
17	秋田市立広面小学校	広面字蟹沢29番地
18	秋田市立旭川小学校	手形字才ノ浜63番地
19	泉公民館	泉三嶽根1番6号
20	添川地域交流センター	添川字添川103番地
21	杉の木園	山内字上台15番地2
22	太平八田公民館	太平八田字八田225番地5
23	秋田市太平地区コミュニティセンター	太平目長崎字沼田42番地
24	秋田市立太平中学校	太平中関字平形46番地
25	太平館越町内会館	太平黒沢字砂子沢2番地1
26	(旧) 秋田市立山谷小学校	太平山谷字中山谷143番地
27	こまどり幼稚園	横森五丁目1番29号
28	秋田市下北手地区コミュニティセンター	下北手柳館字前田面133番地1
29	下北手宝川公民館	下北手宝川字堂ヶ下105番地
30	秋田市上北手地区コミュニティセンター	上北手猿田字四ツ小屋29番地1
31	上北手大戸公民館	上北手大戸字大戸55番地
32	上北手古野公民館	上北手古野字脇ノ田40番地
33	秋田市園芸振興センター	仁井田字小中島111番地1
34	秋田市立仁井田小学校	仁井田本町四丁目7番1号
36	四ツ小屋幼稚園	四ツ小屋字城下当場2番地4
37	勝平保育園	新屋松美ガ丘南町16番13号
38	秋田県立栗田支援学校	新屋栗田町10番10号
39	秋田市立秋田西中学校	新屋大川町19番75号
40	秋田市西部市民サービスセンター	新屋扇町13番34号
41	浜田内浜田会館	浜田字館ノ丸43番地8
42	秋田市浜田地区コミュニティセンター	浜田字自在山88番地6
43	豊岩石田坂公民館	豊岩石田坂字碇11番地1
44	秋田市豊岩地区コミュニティセンター	豊岩豊巻字内縄尻224番地1
45	豊岩小山公民館	豊岩小山字神田4番地1
46	下浜桂根公民館	下浜桂根字境川173番地
47	下浜長浜公民館	下浜長浜字荒郷屋70番地
48	下浜羽川公民館	下浜羽川字二十町79番地
49	下浜名ヶ沢公民館	下浜名ヶ沢字浦田123番地
50	(旧) 秋田市立八田小学校	下浜八田字餅田42番地
51	秋田市北部市民サービスセンター	土崎港西五丁目3番1号
52	秋田市立土崎小学校	土崎港中央三丁目1番78号
53	秋田市立港北小学校	土崎港北四丁目6番1号

54	秋田市立土崎中学校	土崎港北一丁目3番1号
55	秋田市立土崎南小学校	土崎港東一丁目6番39号
56	秋田市立將軍野中学校	將軍野南一丁目12番1号
57	秋田市寺内児童センター	寺内堂ノ沢二丁目10番17号
58	秋田市立外旭川小学校	外旭川字梶ノ目262番地2
59	秋田市將軍野地区コミュニティセンター	將軍野南四丁目8番8号
60	秋田市営住宅四ツ谷団地第一集会所	將軍野堰越8番
61	笹岡公民館	外旭川字家ノ前575番地
62	秋田市飯島地区コミュニティセンター	飯島松根東町5番22号
63	秋田市立飯島小学校	飯島鼠田二丁目2番1号
64	秋田市北部公民館	下新城中野字前谷地263番地
65	秋田市下新城地区コミュニティセンター	下新城笠岡字堰場193番地4
66	下新城堰根公民館	下新城岩城字後田16番地
67	秋田市上新城地域センター	上新城五十丁字小林88番地5
68	上新城道川公民館	上新城道川字宮ノ下69番地
69	上新城小又公民館	上新城小又字落合7番地
70	秋田県立金足農業高等学校	金足追分字海老穴102番地4
71	秋田市立金足西小学校	金足清水字大清水台1番地
72	金足地区集会所	金足高岡字古館41番地
73	(旧) 秋田市立金足東小学校	金足片田字待入109番地
74	秋田市東部市民サービスセンター	広面字釣瓶町13番地3
75	秋田市立泉中学校	泉北二丁目6番1号
76	秋田市勝平地区コミュニティセンター	新屋松美ガ丘東町10番10号
77	秋田市南浜地域活動支援センター	新屋南浜町7番10号
78	秋田市役所	山王一丁目1番1号
79	秋田市大住児童館	仁井田字西潟敷33番地
80	秋田市南部市民サービスセンター	御野場一丁目5番1号
81	金足岩瀬公民館	金足岩瀬字前山18番地2
82	金足黒川公民館	金足黒川字黒川243番地
83	秋田市立城東中学校	広面字鍋沼17番地
84	秋田市立桜小学校	桜四丁目12番1号
85	秋田市中央卸売市場	外旭川字待合28番地
86	秋田市立御所野小学校	御所野元町五丁目1番1号
87	秋田市立飯島南小学校	飯島西袋一丁目1番2号
88	秋田市立御野場中学校	仁井田字中新田223番地
89	ウェルビュー いずみ	泉菅野二丁目17番27号
90	鶴養公民館	河辺岩見字鶴養50番地2
91	新川公民館	河辺岩見字新川上田面10番地1
92	秋田市河辺岩見三内地区コミュニティセンター	河辺三内字外川原34番地1
93	砂子湖公民館	河辺三内字高畑内

94	萱森生活改善センター	河辺岩見字萱森39番地 2
95	田尻町内会館	河辺三内字田尻下野田49番地 1
96	赤平ふれあい館	河辺赤平字小蟹沢14番地 6
97	神内公民館	河辺神内字鶴巻21番地 2
98	下諸井児童館	河辺諸井字下諸井477番地 1
99	三町内会公民館	河辺和田字坂本北279番地
100	式田公民館	河辺和田字式田107番地 3
101	秋田市河辺総合福祉交流センター	河辺北野田高屋字上前田表66番地 1
102	黒沼多目的共同利用施設	河辺北野田高屋字神田302番地
103	戸島ふるさとセンター	河辺戸島字本町92番地
104	畑谷公民館	河辺畑谷字中村74番地 1
105	秋田市雄和基幹集落センター	雄和新波字樋口62番地 2
106	神ケ村自治会館	雄和神ケ村字大橋248番地
107	萱ケ沢自治会館	雄和萱ケ沢字萱ケ沢92番地
108	中ノ沢自治会館	雄和萱ケ沢字土橋45番地 3
109	秋田市雄和左手子交流センター	雄和左手子字清水下43番地 3
110	種沢自治会館	雄和種沢字山王堂40番地 3
111	平尾鳥会館	雄和平尾鳥字田向158番地 1
112	女米木自治会館	雄和女米木字猫沢195番地
113	戸賀沢自治会館	雄和戸賀沢字御江田181番地
114	相川コミュニティセンター	雄和相川字銅屋111番地 1
115	高野生活改善センター	雄和相川字高野124番地内
116	秋田市雄和市民サービスセンター	雄和妙法字上大部48番地 1
117	長者やま荘	雄和椿川字長者屋敷38番地 1

118	安養寺児童館	雄和椿川字関田69番地
119	本田自治会館	雄和田草川字太田34番地 1
120	芝野自治会館	雄和芝野新田字中台110番地 2
121	下黒瀬自治会館	雄和下黒瀬字町屋敷90番地 1

※第15、35投票区は欠番です。

秋市選警告示第60号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票所を閉じる時刻を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定に基づき、次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年10月10日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 投票区

秋田市第90投票区から秋田市第121投票区まで

2 閉じる時刻

午後7時

秋市選警告示第61号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき、次のとおり選任したので、同令第25条の規定により告示する。

平成29年10月10日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

平成29年10月22日執行 衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査
投票管理者およびその職務代理者一覧表

投票区（投票所）	職 名	住 所	氏 名
秋 田 市 第 1 投 票 区 （八橋地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市八橋本町二丁目3番25号	片 岡 強
	職務代理者	秋田市広面字釣瓶町100番地40	佐 々 木 潤 一
秋 田 市 第 2 投 票 区 （保 戸 野 小 学 校）	投票管理者	秋田市保戸野鉄砲町7番15号	松 木 仁
	職務代理者	秋田市広面字糠塚17番地2	八 木 橋 久 美
秋 田 市 第 3 投 票 区 （秋 田 北 高 等 学 校）	投票管理者	秋田市千秋北の丸5番82号	竹 内 康
	職務代理者	秋田市河辺北野田高屋字前田23番地	中 島 直 教
秋 田 市 第 4 投 票 区 （八 橋 小 学 校）	投票管理者	秋田市八橋本町三丁目9番8号	赤 川 孝 則
	職務代理者	秋田市川尻御休町3番15号	柴 山 裕 光
秋 田 市 第 5 投 票 区 （旭北地区コミュニティセンター）	投票管理者	秋田市大町五丁目7番15号	藤 田 勝
	職務代理者	秋田市土崎港東一丁目6番8号	石 井 實
秋 田 市 第 6 投 票 区 （旭 南 小 学 校）	投票管理者	秋田市川元むつみ町6番14号	廣 嶋 禮 治
	職務代理者	秋田市大町六丁目6番19号	南 波 正 志
秋 田 市 第 7 投 票 区 （川 尻 小 学 校）	投票管理者	秋田市川尻上野町2番14号	相 場 善 治
	職務代理者	秋田市新屋寿町4番25号	土 佐 友 二
秋 田 市 第 8 投 票 区 （のびのびこども園）	投票管理者	秋田市茨島六丁目17番41号	大 友 進
	職務代理者	秋田市川尻大川町7番27号	大 原 貴 彦
秋 田 市 第 9 投 票 区 （牛 島 小 学 校）	投票管理者	秋田市牛島東五丁目6番38号	千 田 典 夫
	職務代理者	秋田市仁井田本町三丁目5番52号	伊 藤 清 弥

秋 田 市 第 10 投 票 区 ((旧) 牛 島 児 童 館)	投票管理者	秋田市檜山城南新町16番21号	福 田 徳 行
	職務代理者	秋田市御野場新町一丁目22番22号	吉 田 重 人
秋 田 市 第 11 投 票 区 (秋 田 南 中 学 校)	投票管理者	秋田市檜山本町10番18号	小 熊 伸 司
	職務代理者	秋田市手形字大松沢 4 番地 1	嵯 峨 公 一
秋 田 市 第 12 投 票 区 (檜 山 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市大町一丁目 5 番39号	大 高 三 雄
	職務代理者	秋田市金足追分字海老穴72番地 2	奈 良 薫
秋 田 市 第 13 投 票 区 (東 小 学 校)	投票管理者	秋田市東通五丁目 3 番27号	嵯 峨 博 文
	職務代理者	秋田市新屋勝平台 7 番 3 - 6 号	畠 山 健
秋 田 市 第 14 投 票 区 (中 通 小 学 校)	投票管理者	秋田市南通亀の町 6 番28号	木 村 裕
	職務代理者	秋田市檜山本町10番41号	永 田 誠 一
秋 田 市 第 16 投 票 区 (秋 田 東 中 学 校)	投票管理者	秋田市外旭川南町11番地13	大 淵 廣
	職務代理者	秋田市手形字扇田28番地 3	佐 々 木 廣 次
秋 田 市 第 17 投 票 区 (広 面 小 学 校)	投票管理者	秋田市広面字二階堤11番地 1	渡 部 正 保
	職務代理者	秋田市大平台四丁目 6 番地 8	伊 藤 樹 悦
秋 田 市 第 18 投 票 区 (旭 川 小 学 校)	投票管理者	秋田市泉北四丁目14番23号	藤 原 良 治
	職務代理者	秋田市旭川新藤田西町 8 番地48	三 浦 勉
秋 田 市 第 19 投 票 区 (泉 公 民 館)	投票管理者	秋田市泉一ノ坪20番 9 号	竹 内 繁
	職務代理者	秋田市八橋本町三丁目12番13号	児 玉 良
秋 田 市 第 20 投 票 区 (添 川 地 域 交 流 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市濁川字口ノ田47番地 1	船 木 義 則
	職務代理者	秋田市泉中央五丁目14番19号	三 浦 一 彦
秋 田 市 第 21 投 票 区 (杉 の 木 園)	投票管理者	秋田市山内字丸木橋133番地 4	佐 藤 義 則
	職務代理者	秋田市広面字坂橋添40番地14	伊 藤 功 一
秋 田 市 第 22 投 票 区 (太 平 八 田 公 民 館)	投票管理者	秋田市太平八田字荒巻137番地 2	鎌 田 茂
	職務代理者	秋田市桜ガ丘三丁目13番地29	安 田 光 明
秋 田 市 第 23 投 票 区 (太 平 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市太平目長崎字本町79番地	須 藤 孝 俱
	職務代理者	秋田市下北手松崎字家ノ前21番地10	長 谷 部 亨
秋 田 市 第 24 投 票 区 (太 平 中 学 校)	投票管理者	秋田市太平中関字寺中79番地	永 井 讓
	職務代理者	秋田市八橋新川向14番18号	熊 谷 優
秋 田 市 第 25 投 票 区 (太 平 館 越 町 内 会 館)	投票管理者	秋田市太平黒沢字館越64番地	嵯 峨 恭 榮
	職務代理者	秋田市桜二丁目 9 番 3 号	京 谷 勝 輝
秋 田 市 第 26 投 票 区 ((旧) 山 谷 小 学 校)	投票管理者	秋田市太平山谷字中山谷173番地	鈴 木 岩 夫
	職務代理者	秋田市八橋本町三丁目18番22号	木 村 俊 夫
秋 田 市 第 27 投 票 区 (こ ま ど り 幼 稚 園)	投票管理者	秋田市東通館ノ越 5 番35号	本 間 信 之 助
	職務代理者	秋田市泉菅野一丁目11番23号	西 田 幹
秋 田 市 第 28 投 票 区 (下 北 手 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市下北手柳館字前田面120番地10	佐 々 木 俊 一
	職務代理者	秋田市旭川南町16番50号	進 藤 健 吾
秋 田 市 第 29 投 票 区 (下 北 手 宝 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市下北手宝川字堂ヶ下101番地	川 村 俊 春
	職務代理者	秋田市濁川字堀尾田 1 番地138	小 玉 泰 征
秋 田 市 第 30 投 票 区 (上 北 手 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地 2	今 野 芳 夫
	職務代理者	秋田市上北手猿田字二ツ寺83番地 2	鎌 田 裕
秋 田 市 第 31 投 票 区 (上 北 手 大 戸 公 民 館)	投票管理者	秋田市上北手大戸字大戸160番地	松 湊 稔
	職務代理者	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢118番地 4	須 田 浩 明
秋 田 市 第 32 投 票 区 (上 北 手 古 野 公 民 館)	投票管理者	秋田市上北手古野字脇ノ田 3 番地	堀 野 敏 孝
	職務代理者	秋田市上北手古野字脇ノ田43番地	堀 野 茂
秋 田 市 第 33 投 票 区 (秋 田 市 園 芸 振 興 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市仁井田新田一丁目11番54号	原 田 隆 三
	職務代理者	秋田市牛島南二丁目17番 2 号	佐 々 木 毅
秋 田 市 第 34 投 票 区 (仁 井 田 小 学 校)	投票管理者	秋田市仁井田本町三丁目13番 9 号	相 庭 司
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目 4 番23号	今 野 三 悦
秋 田 市 第 36 投 票 区 (四 ッ 小 屋 幼 稚 園)	投票管理者	秋田市四ツ小屋字城下当场17番地 1	伊 藤 秀 幸
	職務代理者	秋田市御所野元町二丁目 7 番 4 号	須 磨 一 郎
秋 田 市 第 37 投 票 区 (勝 平 保 育 園)	投票管理者	秋田市新屋朝日町 3 番 8 号	工 藤 わ か 子
	職務代理者	秋田市桜ガ丘三丁目13番地25	小 玉 道 太
秋 田 市 第 38 投 票 区 (栗 田 支 援 学 校)	投票管理者	秋田市新屋町字新町後278番地32	川 田 直 政
	職務代理者	秋田市大町五丁目 6 番12号	神 田 清 武

秋 田 市 第 39 投 票 区 (秋 田 西 中 学 校)	投票管理者	秋田市新屋大川町11番 8 号	狩 野 紀 男
	職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町 2 番10号	鈴 木 直
秋 田 市 第 40 投 票 区 (西部市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市新屋日吉町 3 番13号	小 野 良 治
	職務代理者	秋田市豊岩石田坂字礎106番地 1	佐 藤 喜 代 隆
秋 田 市 第 41 投 票 区 (浜 田 内 浜 田 会 館)	投票管理者	秋田市浜田字館ノ丸116番地	佐々木 俊 春
	職務代理者	秋田市新屋田尻沢西町13番 6 号	佐々木 貴 博
秋 田 市 第 42 投 票 区 (浜田地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市浜田字家後96番地	渡 邊 定 治
	職務代理者	秋田市高陽青柳町11番10－ 3 号	金 城 裕 之
秋 田 市 第 43 投 票 区 (豊 岩 石 田 坂 公 民 館)	投票管理者	秋田市豊岩石田坂字坂ノ下82番地	堀 川 淳 一
	職務代理者	秋田市御野場新町三丁目17番13号	長 谷 川 洋 一
秋 田 市 第 44 投 票 区 (豊 岩 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市豊岩豊巻字内縄尻51番地	鈴 木 幸 男
	職務代理者	秋田市豊岩豊巻字居使31番地	齋 藤 ひ か る
秋 田 市 第 45 投 票 区 (豊 岩 小 山 公 民 館)	投票管理者	秋田市豊岩小山字狐森67番地	池 田 藤 彦
	職務代理者	秋田市豊岩豊巻字中島98番地	鈴 木 郁 子
秋 田 市 第 46 投 票 区 (下 浜 桂 根 公 民 館)	投票管理者	秋田市下浜桂根字境川173番地 7	佐 藤 洋 一
	職務代理者	秋田市仁井田字新中島1045番地14	伊 藤 直 樹
秋 田 市 第 47 投 票 区 (下 浜 長 浜 公 民 館)	投票管理者	秋田市下浜長浜字兜森108番地 2	山 岡 市 男
	職務代理者	秋田市八橋本町四丁目 5 番 4 号	伊 藤 弘
秋 田 市 第 48 投 票 区 (下 浜 羽 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市下浜羽川字二十町23番地	金 釜 計 悦
	職務代理者	秋田市新屋南浜町 7 番27号	河 村 勝
秋 田 市 第 49 投 票 区 (下 浜 名 ケ 沢 公 民 館)	投票管理者	秋田市下浜名ヶ沢字ヨモキ田71番地	三 浦 藤 孝
	職務代理者	秋田市桜一丁目16番23号	須 田 志 美 男
秋 田 市 第 50 投 票 区 ((旧) 八 田 小 学 校)	投票管理者	秋田市下浜八田字水無43番地	細 部 吉 光
	職務代理者	秋田市下浜羽川字水垂92番地 7	佐 藤 誠 晃
秋 田 市 第 51 投 票 区 (北部市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市山王六丁目 2 番16号	本 間 弘 生
	職務代理者	秋田市手形字大沢511番地	佐 川 和 幸
秋 田 市 第 52 投 票 区 (土 崎 小 学 校)	投票管理者	秋田市土崎港中央六丁目10番 9 号	加 藤 ト ヨ 子
	職務代理者	秋田市外旭川字三千刈21番地 4	保 坂 源 栄
秋 田 市 第 53 投 票 区 (港 北 小 学 校)	投票管理者	秋田市土崎港中央一丁目 8 番22号	中 村 英 一
	職務代理者	秋田市將軍野南五丁目 3 番 8 号	佐 藤 耕
秋 田 市 第 54 投 票 区 (土 崎 中 学 校)	投票管理者	秋田市土崎港東二丁目 1 番 4 号	浅 野 勲
	職務代理者	秋田市土崎港相染町字浜ナシ山 2 番地380	三 浦 浩
秋 田 市 第 55 投 票 区 (土 崎 南 小 学 校)	投票管理者	秋田市將軍野南五丁目11番20号	加 賀 谷 敏 春
	職務代理者	秋田市新屋勝平台17番 2－ 6 号	佐 藤 正 利
秋 田 市 第 56 投 票 区 (将 軍 野 中 学 校)	投票管理者	秋田市將軍野南一丁目14番33号	木 村 俊 之
	職務代理者	秋田市將軍野東二丁目 1 番38号	佐々木 良 幸
秋 田 市 第 57 投 票 区 (寺 内 児 童 セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市寺内見桜一丁目 5 番24号	星 野 敏 夫
	職務代理者	秋田市高陽青柳町 2 番17号	佐 藤 曜
秋 田 市 第 58 投 票 区 (外 旭 川 小 学 校)	投票管理者	秋田市外旭川字梶ノ目298番地 2	山 本 喜 昭
	職務代理者	秋田市外旭川字八幡田265番地	佐 藤 博 幸
秋 田 市 第 59 投 票 区 (将軍野地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市將軍野南五丁目 5 番 7 号	佐 藤 久
	職務代理者	秋田市八橋鯨沼町 5 番34号	加 賀 谷 学
秋 田 市 第 60 投 票 区 (市営住宅四ツ谷団地第一集会所)	投票管理者	秋田市將軍野青山町 3 番39号	小 野 勲 夫
	職務代理者	秋田市外旭川字神田321番地	小 野 義 郎
秋 田 市 第 61 投 票 区 (笹 岡 公 民 館)	投票管理者	秋田市外旭川字家ノ前 7 番地	関 谷 孝 雅
	職務代理者	秋田市外旭川字南沢250番地	中 村 至
秋 田 市 第 62 投 票 区 (飯 島 地 区 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー)	投票管理者	秋田市飯島緑丘町18番18号	清 水 昇 一
	職務代理者	秋田市飯島穀丁19番 5 号	池 田 誠
秋 田 市 第 63 投 票 区 (飯 島 小 学 校)	投票管理者	秋田市飯島鼠田四丁目 2 番19号	伊 藤 恵 司
	職務代理者	秋田市飯島川端三丁目 9 番41号	中 島 誠
秋 田 市 第 64 投 票 区 (北 部 公 民 館)	投票管理者	秋田市下新城中野字街道端西89番地228	加 沢 哲
	職務代理者	秋田市下新城中野字街道端西60番地 1	鎌 田 信 也
秋 田 市 第 65 投 票 区 (下新城地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市下新城青崎字雷田113番地	佐 藤 三 男
	職務代理者	秋田市土崎港北七丁目 6 番 6 号	水 戸 瀬 敏 之

秋 田 市 第 66 投 票 区 (下新城堰根公民館)	投票管理者	秋田市外旭川字大谷地16番地 9	佐 藤 貞 裕
	職務代理者	秋田市千秋矢留町 6 番14－701号	佐 藤 和 人
秋 田 市 第 67 投 票 区 (上新城地域センター)	投票管理者	秋田市上新城石名坂字泉沢10番地 2	三 浦 一 雄
	職務代理者	秋田市外旭川字梶ノ目744番地 7	佐 藤 信 昭
秋 田 市 第 68 投 票 区 (上新城道川公民館)	投票管理者	秋田市上新城道川字深川20番地	相 澤 康
	職務代理者	秋田市土崎港西五丁目 4 番18号	白 岩 実
秋 田 市 第 69 投 票 区 (上新城小又公民館)	投票管理者	秋田市上新城小又字熊入沢 2 番地	齊 藤 貞 義
	職務代理者	秋田市飯島鼠田二丁目 8 番23号	中 川 大 輔
秋 田 市 第 70 投 票 区 (金足農業高等学校)	投票管理者	秋田市金足小泉字潟向 7 番地19	奈 良 生 八
	職務代理者	秋田市金足小泉字潟向45番地	奈 良 伊 雄
秋 田 市 第 71 投 票 区 (金 足 西 小 学 校)	投票管理者	秋田市金足大清水字大清水台13番地 3	水 沢 章
	職務代理者	秋田市飯島松根西町 1 番15号	菅 原 崇
秋 田 市 第 72 投 票 区 (金 足 地 区 集 会 所)	投票管理者	秋田市金足高岡字稲荷林150番地	斉 藤 忠 一
	職務代理者	秋田市川尻上野町 6 番49－ 7 号	佐 藤 耕 明
秋 田 市 第 73 投 票 区 (（旧）金足東小学校)	投票管理者	秋田市金足片田字深田56番地	千 浦 隆
	職務代理者	秋田市土崎港相染町字中谷地 9 番地41	堀 祐 樹
秋 田 市 第 74 投 票 区 (東部市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市新屋日吉町25番 4 号	安 宅 英 勝
	職務代理者	秋田市泉中央二丁目 3 番13号	船 川 琢 也
秋 田 市 第 75 投 票 区 (泉 中 学 校)	投票管理者	秋田市寺内焼山 3 番31号	村 上 實
	職務代理者	秋田市桜ガ丘三丁目13番地41	相 澤 幸 久
秋 田 市 第 76 投 票 区 (勝平地区コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市下新城中野字街道端西89番地98	伊 藤 武 士
	職務代理者	秋田市寺内字三千刈336番地 2	小 野 隆 志
秋 田 市 第 77 投 票 区 (南浜地域活動支援センター)	投票管理者	秋田市千秋明徳町 4 番51号	秋 山 修 次
	職務代理者	秋田市高陽青柳町16番38号	堀 正 悦
秋 田 市 第 78 投 票 区 (秋 田 市 役 所)	投票管理者	秋田市高陽青柳町10番20号	内 藤 克 幸
	職務代理者	秋田市寺内蛭根一丁目 7 番 5 号	照 井 治 之
秋 田 市 第 79 投 票 区 (大 住 児 童 館)	投票管理者	秋田市御野場新町二丁目20番 5 号	井 上 正 敏
	職務代理者	秋田市仁井田字新中島826番地151	有 坂 昇
秋 田 市 第 80 投 票 区 (南部市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市御野場五丁目 7 番 7 号	神 谷 薫
	職務代理者	秋田市四ツ小屋末戸松本字向野31番地 1	加 賀 谷 速 人
秋 田 市 第 81 投 票 区 (金 足 岩 瀬 公 民 館)	投票管理者	秋田市金足岩瀬字大表27番地 2	秋 本 升
	職務代理者	井川町今戸字狐川 2 番地	浅 野 和 幸
秋 田 市 第 82 投 票 区 (金 足 黒 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市金足黒川字沖川端39番地	三 浦 重 朗
	職務代理者	秋田市金足黒川字黒川31番地	三 浦 初
秋 田 市 第 83 投 票 区 (城 東 中 学 校)	投票管理者	秋田市桜一丁目10番30号	長 谷 川 ミ オ 子
	職務代理者	秋田市下新城中野字街道端西268番地	佐 藤 良 人
秋 田 市 第 84 投 票 区 (桜 小 学 校)	投票管理者	秋田市桜一丁目 8 番44号	福 士 啓 三
	職務代理者	秋田市四ツ小屋字家ノ下 1 番地 2	中 川 智
秋 田 市 第 85 投 票 区 (秋田市中央卸売市場)	投票管理者	秋田市將軍野堰越 4 番 5 号	山 田 昇
	職務代理者	秋田市土崎港西三丁目 1 番 5 号	大 和 良 志
秋 田 市 第 86 投 票 区 (御 所 野 小 学 校)	投票管理者	秋田市御所野元町二丁目 3 番 4 号	高 橋 博
	職務代理者	秋田市手形字十七流174番地 3	古 谷 大 助
秋 田 市 第 87 投 票 区 (飯 島 南 小 学 校)	投票管理者	秋田市飯島新町二丁目18番 6 号	石 塚 實
	職務代理者	秋田市飯島長野中町 3 番45号	柴 田 充
秋 田 市 第 88 投 票 区 (御 野 場 中 学 校)	投票管理者	秋田市仁井田字新中島1032番地 6	佐 藤 寛 次
	職務代理者	秋田市仁井田字新中島770番地184	児 玉 聡
秋 田 市 第 89 投 票 区 (ウェルビューいずみ)	投票管理者	秋田市泉北四丁目 9 番 6 号	大 沢 和 男
	職務代理者	秋田市土崎港北三丁目14番24号	永 田 智
秋 田 市 第 90 投 票 区 (鶴 養 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字鶴養27番地	佐 藤 昭 久
	職務代理者	秋田市河辺松測字街道北 3 番地 1	佐 藤 康 直
秋 田 市 第 91 投 票 区 (新 川 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺岩見字小平岱14番地 4	伊 藤 薫
	職務代理者	秋田市河辺岩見字新川14番地	船 木 雅 彦
秋 田 市 第 92 投 票 区 (岩 見 三 内 地 区 コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市河辺三内字外川原130番地 3	備 後 正 義
	職務代理者	秋田市河辺三内字外川原83番地24	佐 藤 能 之

秋 田 市 第 93 投 票 区 (砂 子 渕 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字高畑63番地	藤 原 明 則
	職務代理者	秋田市河辺三内字野崎35番地23	鎌 田 英 智
秋 田 市 第 94 投 票 区 (萱森生活改善センター)	投票管理者	秋田市河辺岩見字萱森留見瀬17番地	佐 藤 勇 策
	職務代理者	秋田市河辺三内字野崎16番地	田 口 郁 夫
秋 田 市 第 95 投 票 区 (田 尻 町 内 会 館)	投票管理者	秋田市河辺三内字田尻下野田66番地	田 口 一 俊
	職務代理者	秋田市河辺三内字曾場台152番地 2	佐々木 透
秋 田 市 第 96 投 票 区 (赤 平 ふ れ あ い 館)	投票管理者	秋田市河辺赤平字境田81番地	佐々木 金 満
	職務代理者	秋田市河辺和田字岡村334番地11	田 口 誠
秋 田 市 第 97 投 票 区 (神 内 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺神内字鳥井長根36番地 2	熊 谷 清 美
	職務代理者	秋田市山王六丁目22番14号	名 古 屋 晃
秋 田 市 第 98 投 票 区 (下 諸 井 児 童 館)	投票管理者	秋田市河辺諸井字下諸井37番地	鈴 木 良 悦
	職務代理者	秋田市河辺諸井字下諸井136番地 2	長 谷 部 達 也
秋 田 市 第 99 投 票 区 (三 町 内 会 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字坂本北575番地 2	熊 谷 直 正
	職務代理者	秋田市山王二丁目10番33号	田 近 真 由 子
秋 田 市 第 100 投 票 区 (式 田 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺和田字式田下袋60番地 1	石 井 稔
	職務代理者	秋田市山王中島町12番 7 号	鈴 木 重 洋
秋 田 市 第 101 投 票 区 (河辺総合福祉交流センター)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字上前田表54番地 1	熊 谷 文 雄
	職務代理者	秋田市河辺和田字下石川298番地	佐々木 聡
秋 田 市 第 102 投 票 区 (黒沼多目的共同利用施設)	投票管理者	秋田市河辺北野田高屋字獅子岱57番地	佐々木 弘 榮
	職務代理者	秋田市御野場新町四丁目 6 番12号	織 山 泰 彦
秋 田 市 第 103 投 票 区 (戸島ふるさとセンター)	投票管理者	秋田市河辺戸島字本町132番地	長 谷 川 清 正
	職務代理者	秋田市河辺戸島字本町131番地 2	鈴 木 仁
秋 田 市 第 104 投 票 区 (畑 谷 公 民 館)	投票管理者	秋田市河辺畑谷字中村15番地	稲 垣 和 春
	職務代理者	秋田市河辺戸島字七曲下65番地	高 屋 速 人
秋 田 市 第 105 投 票 区 (雄和基幹集落センター)	投票管理者	秋田市雄和新波字樋口26番地 3	佐々木 稔
	職務代理者	秋田市雄和新波字本屋敷170番地	加 藤 秀 尚
秋 田 市 第 106 投 票 区 (神ヶ村自治会館)	投票管理者	秋田市雄和神ヶ村字窪92番地	菅 野 仁
	職務代理者	秋田市雄和神ヶ村字稗鳥100番地	伊 藤 勉
秋 田 市 第 107 投 票 区 (萱ヶ沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字館ノ腰149番地	京 極 藤 美
	職務代理者	秋田市檜山川口境 7 番16号	工 藤 貴 志
秋 田 市 第 108 投 票 区 (中ノ沢自治会館)	投票管理者	秋田市雄和萱ヶ沢字柳沢37番地	小 野 寺 良 光
	職務代理者	秋田市御所野地藏田四丁目15番 3 号	池 田 義 高
秋 田 市 第 109 投 票 区 (雄和左手子交流センター)	投票管理者	秋田市雄和左手子字清水下133番地	嘉 藤 一 司
	職務代理者	秋田市河辺戸島字ヲソノ 15番地 1	関 淑 和
秋 田 市 第 110 投 票 区 (種 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和種沢字戸草沢168番地 2	加 藤 長 男
	職務代理者	秋田市雄和向野字前開31番地	浅 野 正 樹
秋 田 市 第 111 投 票 区 (平 尾 鳥 会 館)	投票管理者	秋田市雄和平尾鳥字中山51番地 1	角 田 金 一
	職務代理者	秋田市雄和平尾鳥字中田22番地 2	酒 井 志 美 雄
秋 田 市 第 112 投 票 区 (女 米 木 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和女米木字高麓沢 1 番地	石 井 房 雄
	職務代理者	秋田市雄和女米木字川崎 7 番地	石 井 浩 和
秋 田 市 第 113 投 票 区 (戸 賀 沢 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和戸賀沢字片田102番地 3	佐々木 一 範
	職務代理者	秋田市仁井田本町四丁目10番11号	長 谷 川 清 徳
秋 田 市 第 114 投 票 区 (相川コミュニティセンター)	投票管理者	秋田市雄和相川字銅屋283番地 4	金 千 代 司
	職務代理者	秋田市雄和繋字宿133番地 2	斉 藤 友 和
秋 田 市 第 115 投 票 区 (高野生活改善センター)	投票管理者	秋田市雄和相川字高野109番地 1	長 谷 部 久 夫
	職務代理者	秋田市御野場六丁目14番13号	淡 路 喜 美 雄
秋 田 市 第 116 投 票 区 (雄和市民サービスセンター)	投票管理者	秋田市雄和平沢字大部35番地	伊 藤 一 敏
	職務代理者	秋田市雄和石田字前田44番地	佐 藤 善 克
秋 田 市 第 117 投 票 区 (長 者 や ま 荘)	投票管理者	秋田市雄和椿川字袖ノ沢 8 番地	堀 井 弘 昭
	職務代理者	秋田市中通五丁目 1 番21号	東 海 林 和 之
秋 田 市 第 118 投 票 区 (安 養 寺 児 童 館)	投票管理者	秋田市雄和椿川字関田89番地	黒 崎 欽 一
	職務代理者	秋田市雄和椿川字方福87番地 2	黒 崎 隆 一
秋 田 市 第 119 投 票 区 (本 田 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和田草川字山崎82番地 1	藤 原 重 規
	職務代理者	秋田市牛島南一丁目15番16号	山 田 誠

秋 田 市 第 120 投 票 区 (芝 野 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和芝野新田字中台15番地 1	佐 藤 文 博
	職務代理者	秋田市雄和平沢字水沢44番地 2	伊 藤 主
秋 田 市 第 121 投 票 区 (下 黒 瀬 自 治 会 館)	投票管理者	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷103番地	佐 藤 常 雄
	職務代理者	秋田市御所野元町六丁目17番地20－ 2 号	茂 木 隆 悦

秋市選管告示第62号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所および日時を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条の規定に基づき、次のとおり定めたので、同法第64条の規定により告示する。

平成29年10月10日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 場所
秋田市八橋本町六丁目12番20号
秋田市立体育館
- 2 日時
平成29年10月22日 午後 9 時15分から

秋市選管告示第63号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者およびその職務を代理すべき者を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第 2 項および公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第 1 項の規定に基づき、次のように選任したので、同令第68条の規定により告示する。

平成29年10月10日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 開票管理者
秋田市山王二丁目 3 番10－1301号 古 谷 薫
- 2 開票管理者の職務を代理すべき者
秋田市新屋松美ガ丘南町 2 番 8 号 相 原 政 志

秋市選管告示第64号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となるべき者のくじを行う場所および日時を、次のように定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第 6 項の規定により告示する。

平成29年10月10日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 2 日時
平成29年10月19日 午後 5 時30分から

秋市選管告示第65号

平成29年10月22日執行の最高裁判所裁判官国民審査につき、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第20条の規定により行う裁判官の氏名等の掲示場所を、各投票所の入口又はその付近 1 か所とし、次のとおり定めたので、最高裁判所裁判官国民審査執行規程（平成 2 年秋選管告示第10号）第 2 条第

2 項の規定により告示する。

平成29年10月10日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫
(次のとおり略)

秋市選管告示第66号

平成29年 9 月 1 日現在で調製した秋田海区漁業調整委員会選挙人名簿を、漁業法（昭和24年法律第267号）第89条第 5 項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供するので告示する。

平成29年10月17日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

- 1 縦覧期間
平成29年10月20日から同年11月 3 日まで
- 2 場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間
午前 8 時30分から午後 5 時まで

秋市選管告示第67号

平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙および最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者の職務を代理すべき者を次のように変更選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成29年10月17日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

秋田市第46投票区（下浜桂根公民館）
新 秋田市仁井田字新中島826番地237 高 橋 和 也
旧 秋田市仁井田字新中島1045番地14 伊 藤 直 樹

農 委 告 示

秋田市農委告示第11号

平成29年10月17日午後 2 時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成29年10月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件（1 件）
- 2 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件（1 件）
- 3 農用地利用集積計画（平成29年度第 7 号）に関する件

公 告

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成29年10月2日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所 在 地	地 目	地 積	最低入札価格
1	秋田市將軍野南五丁目33番1124	宅 地	70.65㎡	1,611,000円
2	秋田市新屋元町641番1	宅 地	603.87㎡	9,964,000円
3	秋田市河辺三内字野崎35番24	宅 地	433.48㎡	3,239,000円
4	秋田市河辺三内字野崎35番26他1筆	宅地・雑種地	452.63㎡	3,382,000円

物件2および物件4の土地については、電柱が設置されているが、現状による引渡しとする。

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団並びに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者でその事案があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ 上記のアからウまでのいずれかに該当する事案があった後2年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所
 - 秋田市山王一丁目3番25号
 - 秋田市職員研修棟2階 第1研修室
- (2) 入札
 - 平成29年10月31日（火） 午前10時
 - （入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで）
- (3) 開札

入札締切後直ちに開札

- 4 入札心得書および契約条項を示す場所
 - 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課
- 5 入札保証金
 - (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
 - (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。
 - (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。
- 6 入札無効に関する事項
 - (1) 郵便による入札は認めないものとする。
 - (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。
- 7 売買契約の締結
 - 落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に売買契約を締結しなければならない。
- 8 契約保証金
 - (1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金を納付しなければならない。
ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
 - (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。
- 9 売払代金
 - 契約者は、契約締結後14日以内に売払代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。
ただし、契約保証金を差し引いた額を納付するものとする。
- 10 売払物件の説明日時および場所
 - (1) 秋田市將軍野南五丁目33番1124
 - ア 日時
 - 平成29年10月24日（火） 午前9時30分から
 - イ 集合場所
 - 現地
 - (2) 秋田市新屋元町641番1
 - ア 日時
 - 平成29年10月24日（火） 午前10時30分から
 - イ 集合場所
 - 現地
 - (3) 秋田市河辺三内字野崎35番24
 - ア 日時
 - 平成29年10月24日（火） 午前11時30分から
 - イ 集合場所
 - 現地
 - (4) 秋田市河辺三内字野崎35番26他1筆
 - ア 日時
 - 平成29年10月24日（火） 午前11時30分から
 - イ 集合場所
 - 現地

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧

に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成29年10月12日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

ア 名称

大和情報サービス株式会社

代表取締役社長 藤 田 勝 幸

イ 住所

東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号

大和ハウス九段ビル

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 名称

(仮称) 秋田八橋複合店舗

イ 所在地

秋田市八橋大畑一丁目107 他9筆

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 株式会社サンドラッグ

代表取締役社長 赤 尾 主 哉

東京都府中市若松町1丁目38番地の1

イ ケイタイショップ（予定）

未定

ウ 未定

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成30年6月14日

- (5) 大規模小売店舗の店舗面積の合計

1,524.75㎡

- (6) 駐車場の収容台数

57台（身障者専用3台を含む。）

- (7) 駐輪場の収容台数

44台

- (8) 荷さばき施設の面積

54.0㎡

- (9) 廃棄物等の保管施設の容量

20㎡

- (10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻

午前9時

イ 閉店時刻

午後10時

※施設全体の開店時刻および閉店時刻

- (11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時30分まで

- (12) 駐車場の自動車の出入口の数

3か所

- (13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時から午後7時まで

2 届出年月日

平成29年10月6日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

平成29年10月12日から平成30年2月12日まで（土曜日、日曜日、平成29年12月29日から平成30年1月3日までおよび国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成29年10月17日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

宮城県仙台市青葉区一番町一丁目3番1号

東北ミサワホーム株式会社

代表取締役 下 村 秀 樹

2 道路位置指定箇所

秋田市南通築地312番4

3 道路幅員

4.00メートル

4 道路延長

29.31メートル

5 指定年月日および番号

平成29年10月17日 第3号

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成29年10月19日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地

株式会社デンコードー 代表取締役 岡 田 義 則

宮城県名取市上余田字千刈田308番地

- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ハードオフ秋田広面店

所在地 秋田市広面字樋ノ沖46番地 外

- (3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者

の氏名

変更前 株式会社デンコードー
代表取締役 井 上 恵 右
宮城県名取市上余田字千刈田308番地

変更後 株式会社デンコードー
代表取締役 岡 田 義 則
宮城県名取市上余田字千刈田308番地

(4) 変更年月日

平成29年 6 月20日

(5) 変更理由

建物設置者の代表者の交代による。

2 届出年月日

平成29年10月12日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

平成29年10月19日から平成30年 2 月19日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日および平成29年12月29日から平成30年 1 月 3 日までを除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第 8 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成29年10月19日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地

株式会社デンコードー 代表取締役 岡 田 義 則
宮城県名取市上余田字千刈田308番地

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ケーズデンキ秋田中央本店
所在地 秋田市八橋南一丁目52番15号 外

(3) 変更した事項

ア 建物設置者の住所及び代表者の氏名

変更前 株式会社デンコードー
代表取締役 井 上 元 延
宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目 7 番10号

変更後 株式会社デンコードー
代表取締役 岡 田 義 則
宮城県名取市上余田字千刈田308番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

変更前 株式会社デンコードー

代表取締役 井 上 元 延
宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目 7 番10号
株式会社エコプラス

代表取締役 井 上 元 延
宮城県名取市上余田字千刈田308番地

変更後 株式会社デンコードー

代表取締役 岡 田 義 則
宮城県名取市上余田字千刈田308番地
株式会社エコプラス

代表取締役 井 上 公 延

宮城県名取市上余田字千刈田308番地

(4) 変更年月日

ア 建物設置者の住所及び代表者の氏名

平成24年 7 月 1 日（住所）

平成29年 6 月20日（代表者の氏名）

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名

平成20年 7 月 1 日（株式会社エコプラス代表者の氏名）

平成24年 7 月 1 日（株式会社デンコードーの住所）

平成29年 6 月20日（株式会社デンコードー代表者の氏名）

(5) 変更理由

建物設置者および小売業者の代表者の交代等による。

2 届出年月日

平成29年10月12日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

平成29年10月19日から平成30年 2 月19日まで（土曜日、日曜日、国民の祝日および平成29年12月29日から平成30年 1 月 3 日までを除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

秋田市幹線バス路線等調査検討業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成29年10月20日

秋田市長 穂 積 志

1 業務概要

(1) 業務名

秋田市幹線バス路線等調査検討業務委託

(2) 業務期間

契約締結日から平成30年11月30日まで

(3) 業務規模

本業務の参考業務規模は、9,946,800円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 秋田市内に本社、支社、支店、営業所等を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 秋田市測量・建設コンサルタント等登録業者で、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により、「都市計画及び地方計画」部門に登録されていること。
- (4) 過去に地方公共団体等とバス路線の調査・検討・分析等に関する業務委託契約を締結し、これをすべて誠実に履行した実績（平成24年4月1日から平成29年3月31日の間に完了した業務実績）を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 国および本市を含む地方公共団体から製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、公告の日から特定結果の通知の日までの期間内に受けていないこと。
- (7) 経営者、役員又は経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。

3 手続等

(1) 実施要領の交付

ア 交付期間

平成29年10月20日（金）から同月30日（月）まで

イ 交付方法

実施要領は、交通政策課ホームページからの入手を原則とする（<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/05kotu/default.htm>）。また、希望者には交通政策課においても直接交付する（直接交付は、土曜日および日曜日を除く平日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。）。

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期限

平成29年10月30日（月）午後5時

イ 提出場所

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課（秋田市役所4階）
電話番号 018-888-5766
FAX 018-888-5767
電子メール ro-urtp@city.akita.lg.jp

ウ 提出方法

持参（土曜日および日曜日を除く平日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。郵送の場合は、必ず電話にて確認すること。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限

平成29年11月16日（木）午後5時

イ 提出場所

3の(2)のイに同じ

ウ 提出方法

3の(2)のウに同じ

4 審査等

- (1) 参加表明書を提出した者のうちから、秋田市幹線バス路線等調査検討業務委託に関する公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。
 - (2) 企画提案書を提出した者のうちから、審査委員会において企画提案書およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本業務における業務請負予定者を特定する。
- ### 5 その他
- (1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する一切の費用は、提出者の負担とする。
 - (2) 提出された書類等は、返却しない。
 - (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
 - (4) 提出された書類等は、審査および説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。
 - (5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。
 - (6) (5)により公表する場合は、提出された書類等の写しを作成し、使用することができるものとする。
 - (7) 企画提案書および見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
 - (8) 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成29年3月30日付け秋田市指令第2042号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成29年10月23日

秋田市長 穂 積 志

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市山手台一丁目1番1号
マスターピース不動産株式会社
代表取締役 伊 藤 誠

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市新屋前野町8番1、8番2、8番3、8番4、8番5、8番6、8番7、10番1、10番2、10番3、10番4、10番5、10番6、11番、12番1、13番1、13番2、110番2、110番3、110番5、258番1、258番2、259番および10番1地先道水路

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成29年度第7号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成29年10月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜

日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成29年10月23日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

賦課対象区域

太平寺庭字寺庭（別添図面（省略）に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

